旭川市特別職報酬等審議会審議資料

平成３０（２０１８）年１月

旭　川　市

目　　次

〈総括表（特別職の報酬等の状況）・・１

第１　関係条例
　１　旭川市特別職報酬等審議会条例・・・３
　２　旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　３　旭川市特別職の職員の給与に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　４　旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例・・・・・・・・・・・６
　５　旭川市市民参加推進条例（抜粋）・・８
　６　旭川市情報公開条例（抜粋）・・・９

第２　報酬月額等の推移と他都市の状況
　７　旭川市議会議員の議員報酬月額及び常勤特別職の給料月額の推移並びに一般職職員の給料改定率・・・10
　８　旭川市議会議員の議員報酬及び常勤特別職の給料並びに一般職の給料改定率の推移・・11
　９　道内主要都市の議会議員の議員報酬月額及び常勤特別職の給料月額・・・・・・・・・・・・・・12
　10　道内主要都市の議会議員の議員報酬月額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
　11　道内主要都市の常勤特別職の給料月額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
　12　北海道議会議員の議員報酬月額及び北海道知事等の給料月額の推移・・・・・・・・・・・・・・16
　13　中核市の議会議員の議員報酬月額・・・17
　14　中核市の市長，副市長，教育長及び常勤監査委員の給料月額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第３　部長級職員との比較
　15　旭川市の常勤特別職と部長級職員との年間給与比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
　16　旭川市の常勤特別職と部長級職員との月額給与比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

第４　減額措置等の状況
　17　常勤特別職・一般職の給与に係る独自削減等の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

第５　議会費等
　18　旭川市議会における議員定数及び議会関係費用の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
　19　道内主要市の議会費（平成２７年度普通会計決算額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
　20　中核市の議会費（平成２７年度普通会計決算額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
　21　旭川市議会会期・・・30

第６　財政状況等
22　中核市の財政状況・・31
23　道内主要市の財政状況・・・34

第７　地域経済等の状況
24　平均消費者物価地域差指数・・35
25　地域別消費者物価指数・・36
26　旭川市の商業，工業，農業の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
27　旭川市内の民間企業の初任給・・・37
28　地域ブロック別人口１人当たりの県民所得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
29　地域別求人倍率・・39

第８　行政委員会委員の報酬額
30　中核市の行政委員会委員の報酬額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
31　道内主要市の行政委員会委員の報酬額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

第９　その他
32　平成２６年度旭川市特別職報酬等審議会答申書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

調査対象市

○中核市：人口２０万人以上が要件。平成２９年４月１日現在旭川市を含め４８市が指定を受けている。
地方自治法の規定により，政令指定都市が処理することができる事務のうちの一部を中核市が処理することができる。

○道内主要市：道内の人口がおおむね１０万人以上の市。旭川市を含め１０市。

〈総括表（特別職の報酬等の状況）〉

1　常勤特別職等の給料月額及び議員の議員報酬月額（本則）

	旭川市	中核市４８市		道内主要都市１０市	
		平均額	順位	平均額	順位
市長	1,050,000円	1,087,771円	36番目	1,019,600円	2番目
副市長	865,000円	892,021円	39番目	823,400円	2番目
教育長	760,000円	752,744円	18番目	（８市）　698,875円	2番目
常勤の監査委員	710,000円	607,893円	3番目	（８市）　681,000円	2番目
議長	625,000円	720,729円	48番目	596,500円	3番目
副議長	555,000円	657,313円	48番目	538,900円	3番目
議員	515,000円	612,979円	47番目	494,900円	2番目

2　常勤特別職等の給料月額及び議員の議員報酬月額（減額措置後）

	旭川市	中核市４８市		道内主要都市１０市	
		平均額	順位	平均額	順位
市長	861,000円	1,045,503円	45番目	962,595円	8番目
副市長	787,150円	868,296円	43番目	791,587円	5番目
教育長	691,600円	737,014円	35番目	（８市）　670,885円	3番目
常勤の監査委員	646,100円	596,960円	16番目	（８市）　658,144円	4番目
議長	625,000円	718,833円	47番目	596,500円	3番目
副議長	555,000円	655,548円	48番目	538,900円	3番目
議員	515,000円	611,329円	47番目	494,900円	2番目

3　行政委員会委員報酬

		旭川市		中核市４８市			道内主要都市１０市		
		区分	金額	区分	平均額	順位	区分	平均額	順位
教育委員会	委員	月額	110,000円	月額44市	115,375円	22番目	月額10市	104,320円	2番目
				日額３市	17,967円	－	－	－	－
				併用１市	月額　67,000円 日額　10,000円	－	－	－	－
選挙管理委員会	委員長	月額	71,000円	月額42市	73,926円	22番目	月額９市	54,744円	1番目
				日額５市	21,560円	－	日額１市	32,500円	－
				併用１市	月額　49,000円 日額　10,000円	－	－	－	－
	委員	月額	45,000円	月額42市	55,174円	34番目	月額９市	39,556円	3番目
				日額５市	17,460円	－	日額１市	23,500円	－
				併用１市	月額　36,000円 日額　10,000円	－	－	－	－

		旭川市		中核市４８市			道内主要都市１０市		
		区分	金額	区分	平均額	順位	区分	平均額	順位
公平委員会	委員長	日額	15,000円	月額30市	56,207円	－	月額４市	108,500円	－
				日額13市	16,677円	6番目	日額５市	10,640円	1番目
				年額１市	81,900円	－	年額１市	50,400円	－
				併用１市	月額　5,000円 日額　10,000円	－	－	－	－
	委員	日額	12,000円	月額30市	46,043円	－	月額４市	88,000円	
				日額13市	14,438円	6番目	日額５市	9,240円	1番目
				年額１市	66,800円	－	年額１市	37,300円	－
				併用１市	月額　3,000円 日額　10,000円	－	－	－	－
監査委員	議会選出	月額	57,000円	月額44市	57,882円	24番目	月額10市	48,430円	3番目
				日額３市	17,967円	－	－	－	－
				併用１市	月額　27,000円 日額　10,000円	－	－	－	－
	識見選出	月額	165,000円	月額45市	149,407円	11番目	月額８市	198,250円	4番目
				日額２市	24,500円	－	－	－	－
				併用１市	月額　198,000円 日額　10,000円	－	－	－	－
農業委員会	会長	月額	66,000円	月額45市	69,209円	24番目	月額９市	62,656円	3番目
				日額１市	28,000円	－	－	－	－
				年額１市	667,000円	－	－	－	－
				併用１市	月額　34,000円 日額　10,000円	－	－	－	－
	副会長	月額	55,000円	月額36市	51,649円	13番目	月額３市	46,144円	3番目
				年額１市	566,000円	－	－	－	－
				併用１市	月額　32,000円 日額　10,000円	－	－	－	－
	部会長	月額	46,000円	月額25市	50,140円	11番目	月額１市	46,000円	1番目
				日額１市	25,800円	－	－	－	－
				年額１市	566,000円	－	－	－	－
	副部会長	月額	39,000円	月額6市	48,050円	5番目	月額１市	39,000円	1番目
	委員	月額	34,000円	月額45市	45,462円	37番目	月額９市	39,478円	6番目
				日額１市	23,500円	－	－	－	－
				年額１市	490,000円	－	－	－	－
				併用１市	月額　31,000円 日額　10,000円	－	－	－	－
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	9,300円	日額47市	11,409円	32番目	日額９市	8,511円	5番目
				年額１市	58,300円	－	年額１市	50,400円	－
	委員	日額	7,700円	日額47市	10,804円	45番目	日額９市	7,822円	5番目
				年額１市	49,500円	－	年額１市	37,300円	－

１　旭川市特別職報酬等審議会条例

（昭和４０年旭川市条例第４４号）

（設置）

第１条　市長の諮問に応じ，議会の議員の議員報酬並びに市長，副市長，教育長及び常勤監査委員の給料（以下「特別職報酬等」という。）の額について審議するため，旭川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　市長は，特別職報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは，あらかじめ当該額について審議会の意見を聞くものとする。

（委員）

第３条　審議会は委員１０人以内をもつて組織し，その委員は本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど，市長が任命する。

２　委員は，当該諮問にかかる審議が終了したときは，解任されるものとする。

（会長）

第４条　審議会に会長を置き，委員の互選により定める。

２　会長は会務を総理する。

３　会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は，会長が招集する。

２　審議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は，総務部において処理する。

（雑則）

第７条　この条例に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附　則（抄）

１　この条例は，公布の日から施行する。

２　略

２　旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

（昭和３１年旭川市条例第４３号）

（議員報酬）

第１条　旭川市議会の議長，副議長及び議員の議員報酬は，次のとおりとする。

議長　月額　６２５，０００円

副議長　月額　５５５，０００円

議員　月額　５１５，０００円

２　議長，副議長及び議員が，月の中途においてその職に就いたとき又は任期満了，辞職，失職，除名若しくは議会の解散によりその職を離れたときは，前項の規定にかかわらず，その月の現日数を基礎として日割計算によつて議員報酬を支給する。ただし，死亡によるときは，その月の全額を支給する。

３　議員報酬は，その月の末日までに支給する。

（費用弁償）

第２条　議長，副議長及び議員が公務のため旅行したときは，費用弁償として旅費を支給する。

２　前項の規定による旅費額は，旭川市職員の旅費に関する条例（昭和３６年旭川市条例第８号）に定める旅費の額とし，その支給方法は，同条例の例による。

（期末手当）

第３条　議長，副議長及び議員で６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して，期末手当を支給する。これらの基準日前１月以内に任期満了，辞職，失職，除名，死亡又は議会の解散（以下「任期満了等」という。）により議員の職を離れた者についても，同様とする。

２　期末手当の額は，それぞれ基準日現在（任期満了等により議員の職を離れた者にあつては，任期満了等の日現在）において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に，６月に支給する場合においては１００分の２０２．５，１２月に支給する場合においては１００分の２１７．５を乗じて得た額に，基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

⑴　６月　１００分の１００

⑵　５月以上６月未満　１００分の７０

⑶　３月以上５月未満　１００分の６０

⑷　３月未満　１００分の３０

３　期末手当は，それぞれ基準日の属する月の末日までに支給する。

（その他）

第４条　この条例に定めるものの外，必要な事項は，市長が定める。

附　則

１　この条例は，昭和３１年１０月１日から施行する。

２　旭川市議会の議員等の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関する条例（昭和２６年旭川市条例第１５号）は，廃止する。

３　平成１９年５月１日までの間に支給する期末手当の額については，第３条第２項の規定にかかわらず，同項の規定により算定された額に１００分の９０を乗じて得た額とする。

４　平成２１年６月に支給する期末手当に関する第３条第２項の規定の適用については，同項中「１００分の２１０」とあるのは，「１００分の１９０」とする。

５　平成２２年１２月に支給する期末手当に関する第３条第２項の規定の適用については，同項中「１００分の２１５」とあるのは，「１００分の１９５」とする。

３　旭川市特別職の職員の給与に関する条例

（昭和２６年旭川市条例第１号）

（目的及び適用範囲）

第１条　この条例は，次に掲げる地方公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与について定めることを目的とする。

⑴　市長

⑵　副市長

⑶　教育長

⑷　常勤の監査委員

第２条　前条に掲げる特別職の職員の給与は別に条例で定めるものの外，給料，期末手当及び寒冷地手当とする。

第３条　特別職の職員の給料月額は，別表に掲げるところによる。

第４条　期末手当は，６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する特別職の職員に対して，それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前１月以内に退職し，又は死亡した者についても，同様とする。

２　期末手当の額は，期末手当基礎額に，６月に支給する場合においては１００分の２０７．５，１２月に支給する場合においては１００分の２２２．５を乗じて得た額に，基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ旭川市職員の給与に関する条例（昭和２６年旭川市条例第２号）の適用を受ける職員の例による割合を乗じて得た額とする。

３　前項の期末手当基礎額は，それぞれその基準日現在（退職し，又は死亡した者にあつては，退職し，又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に，その給料月額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額とする。

第５条　旭川市職員の給与に関する条例第５条から第７条まで，第１６条の４の２，第１６条の４の３，第１６条の５の２及び第１６条の９の規定は，この条例の適用を受ける特別職の職員に準用する。この場合「職員」とあるのは「特別職の職員」と，「法第２９条第１項，第２項又は第３項の規定による懲戒免職」とあるのは「懲戒免職」と，「法第２８条第４項の規定により失職した職員」とあるのは「禁錮以上の刑に処せられ失職した職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第６条　特別職の職員が一般職の職員を兼ねても，兼ねる一般職の職員の給与は，これを支給しない。

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

１　この条例は，公布の日から施行し，昭和２６年１月１日から適用する。

２　当分の間，第４条第２項の規定の適用については，同項中「１００分の２０７．５」とあるのは，「１００分の１７７．５」とする。

３　市長の平成１５年３月，６月及び１２月の期末手当の額については，第４条において準用する旭川市職員の給与に関する条例第１６条の４第２項及び第１６条の５第２項並びに前項の規定にかかわらず，３月に支給する場合においては第４条において準用する同条例第１６条の４第２項の規定による額に１００分の５０を乗じて得た額と，６月に支給する場合においては前項の規定により読み替えて適用される第４条において準用する同条例第１６条の４第２項の規定及び第４条において準用する同条例第１６条の５第２項の規定による額に１００分の５０を乗じて得た額と，１２月に支給する場合においては第４条において準用する同条例第１６条の４第２項及び第１６条の５第２項の規定による額に１００分の５０を乗じて得た額とする。

４　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間における特別職の職員の給料月額は，別表の規定にかかわらず，同表に定める額から，当該額に市長にあつては１００分の

１８を，副市長，教育長及び常勤の監査委員にあつては１００分の９をそれぞれ乗じて得た額を減じた額とする。ただし，期末手当及び退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は，同表に定める額とする。

５　平成２１年６月に支給する期末手当に関する附則第２項の規定の適用については，同項中「１００分の１１０」とあるのは，「１００分の９０」とする。

別表

職名	給料月額
市長	１，０５０，０００円
副市長	８６５，０００円
教育長	７６０，０００円
常勤の監査委員	７１０，０００円

４　旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例

（昭和３１年旭川市条例第４４号）

（報酬）

第１条　旭川市特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬は，別表のとおりとする。

（費用弁償）

第２条　特別職の職員が公務のために旅行したときはその旅行に対し，会議等に参会したときはその往復の旅行に対し，費用弁償として旅費を支給する。ただし，会議等に参会したときの旅行については，１６キロメートルをこえる地域から参会する場合に限り支給する。

２　会議等に参会したときの旅行については，鉄道賃，車賃及び宿泊料に限りこれを支給することができる。

３　前２項に定める旅費額は，旭川市職員の旅費に関する条例（昭和３６年旭川市条例第８号）に定める旅費の額とし，その支給方法は，同条例の例による。

第３条　別表に掲げるその他の非常勤の職員のうち別に定めるものには，旭川市職員の給与に関する条例（昭和２６年旭川市条例第２号）の適用を受ける職員との権衡を考慮して市長が別に定めるところにより，費用弁償として，通勤に要する費用に相当する額を支給する。

（その他）

第４条　この条例に定めるものの外，必要な事項は，市長が定める。

附　則

１　この条例は，昭和３１年１０月１日から施行する。

別表

委員の名称		報酬
教育委員会	委員	月額　１１０，０００円
選挙管理委員会	委員長	月額　７１，０００円
	委員	月額　４５，０００円

公平委員会		委員長 委員	日額　　１５，０００円 日額　　１２，０００円
監査委員 　議会の議員のうちから選任された者 　識見を有する者のうちから選任された者			 月額　　５７，０００円 月額　１６５，０００円
農業委員会		会長 副会長 部会長 副部会長 委員	月額　　６６，０００円 月額　　５５，０００円 月額　　４６，０００円 月額　　３９，０００円 月額　　３４，０００円
固定資産評価審査委員会		委員長 委員	 日額　　９，３００円 日額　　７，７００円
附属機関の委員	介護認定審査会の委員		日額　　１５，０００円
	障害者自立支援審査会の委員		日額　　１５，０００円
	市立旭川病院医療事故調査委員会	委員 臨時委員	日額　　７，７００円 日額　　１５，０００円
	市立旭川病院研修管理委員会の委員		日額　　１５，０００円
	その他の附属機関の委員		日額　　７，７００円
専門委員			日額７，７００円又は月額１９５，０００円以内で市長が別に定める額
投票所の投票管理者			日額　　１２，６００円
期日前投票所の投票管理者			日額　　１１，１００円
開票管理者			日額　　１０，６００円
選挙長			日額　　１０，６００円
投票所の投票立会人			日額　　１０，７００円
期日前投票所の投票立会人			日額　　９，５００円
開票立会人			日額　　８，８００円
選挙立会人			日額　　８，８００円
固定資産評価員			日額　　９，３００円
精神保健指定医			診察１件につき ５，５００円
消防団		団長 副団長 分団長 副分団長 その他の団員	別に定める。
その他の非常勤の職員			日額２９，０００円以内又は月額６７０，０００円以内で市長が別に定める額

５　旭川市市民参加推進条例（抜粋）

（平成１４年旭川市条例第３６号）

（附属機関の委員）

第１２条　市の機関は，附属機関（地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関をいう。以下同じ。）の委員を任命し，又は委嘱しようとするときは，当該附属機関の委員の男女比率及び年齢構成並びに委員の在期数及び他の附属機関の委員との兼職状況等に配慮するとともに，全部又は一部の委員を公募により選考しなければならない。ただし，法令の規定により委員の構成が定められている場合，又は専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う附属機関であって，公募に適さない場合その他正当な理由がある場合は，この限りでない。

２　前項の公募の実施に関し必要な事項は，市の機関が別に定める。

（附属機関の会議の公開等）

第１３条　附属機関の会議は，これを公開するものとする。ただし，審議の内容が旭川市情報公開条例第７条各号に掲げる事項及び第８条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれかに該当するおそれがあると附属機関が認める場合を除くものとする。

２　附属機関は，前項本文の規定により会議を公開した場合は，会議終了後，速やかに，会議の記録を公表するものとする。ただし，旭川市情報公開条例第７条各号に掲げる事項及び第８条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）を除くものとする。

３　会議の公開及び会議の記録の公表の実施に関し必要な事項は，市の機関が別に定める。

６　旭川市情報公開条例（抜粋）

（平成１７年旭川市条例第７号）

（公文書の公開義務）

第７条　実施機関は，公開請求があったときは，公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き，公開請求者に対し，当該公文書を公開しなければならない。

⑴　法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により，明らかに公開することができないと認められる情報

⑵　法人その他の団体（国，独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。），地方公共団体，地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及びその他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，次に掲げるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア　公開することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

イ　実施機関の要請を受けて，公開しないとの条件で任意に提供された情報であって，当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

⑶　公開することにより，人の生命，身体又は財産の保護，犯罪の予防，犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

⑷　市及び国等（国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，公開することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ，不当に市民の間に混乱を生じさせ，又は特定のものに不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

⑸　市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって，次に掲げるもの

ア　監査，検査，取締り又は試験に係る事務に関する情報であって，公開することにより，正確な事実の把握を困難にし，又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にすると認められるもの

イ　契約，交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって，公開することにより，市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの

ウ　調査研究に係る事務に関する情報であって，公開することにより，その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

エ　人事管理に係る事務に関する情報であって，公開することにより，公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの

オ　アからエまでに掲げるもののほか，事務又は事業の性質上，公開することにより，当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

（個人情報の非公開）

第８条　実施機関は，公開請求があった場合において，当該公開請求に係る公文書に記録されている情報が，個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，特定の個人が識別され，又は識別され得るものであるときは，当該情報を公開してはならない。ただし，次に掲げる情報を除く。

⑴　法令等の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されているもの

⑵　人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められるもの

⑶　公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）第５条第１号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に関するもののうち，当該公務員等の職，氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分

７　旭川市議会議員の議員報酬月額及び常勤特別職の給料月額の推移並びに一般職職員の給料改定率

（単位：円，％）

職／適用年月日等	議長	副議長	議員	市長	副市長	教育長	常勤監査委員	区分／改定年月日	職員（教育職員を除く。）	部長（医師，消防長を除く。）
									%	%
昭和								57	0	0
60.1.1	495,000	430,000	395,000	830,000	670,000	－	525,000	58.4.1	1.91	1.89
	(5.3)	(4.9)	(5.3)	(5.1)	(4.7)		(5.0)	59.4.1	3.27	3.23
								60.7.1	5.12	5.11
64.1.1	555,000	485,000	445,000	930,000	750,000	－	600,000	61.4.1	2.31	2.33
	(12.1)	(12.8)	(12.7)	(12.0)	(11.9)		(14.3)	62.4.1	1.45	1.44
								63.4.1	2.32	2.28
平成	585,000	515,000	475,000	980,000	800,000	－	660,000	元.4.1	3.01	2.88
3.1.1	(5.4)	(6.2)	(6.7)	(6.7)	(6.7)		(10.0)	2.4.1	3.54	3.16
	610,000	540,000	500,000	1,020,000	840,000	－	690,000	3.4.1	3.43	2.91
5.1.1	(4.3)	(4.9)	(5.3)	(4.1)	(5.0)		(4.5)	4.4.1	2.53	2.19
	625,000	555,000	515,000	1,050,000	865,000	－	710,000	5.4.1	1.89	1.71
7.1.1	(2.5)	(2.8)	(3.0)	(2.9)	(3.0)		(2.9)	6.4.1	1.15	1.05
	625,000	555,000	515,000	1,050,000	865,000	－	710,000	7.4.1	0.77	0.53
8.11.22	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)		(0.0)	8.4.1	0.83	0.39
								9.4.1	0.86	0.56
12.11.20	625,000	555,000	515,000	1,050,000	865,000	－	710,000	10.4.1	0.62	0.40
	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)		(0.0)	11.4.1	0.23	0
								15.1.1	▲ 1.97	▲ 2.11
19.12.27	625,000	555,000	515,000	1,050,000	865,000	－	710,000	15.12.1	▲ 1.09	▲ 1.19
	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)		(0.0)	17.12.1	▲ 0.32	▲ 0.33
								19.4.1	(▲ 5.46)	(▲ 6.79)
								20.4.1	0.10	0
23.5.13	625,000	555,000	515,000	1,050,000	865,000	－	710,000	21.12.1	▲ 0.15	▲ 0.25
	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)		(0.0)	22.12.1	▲ 0.13	▲ 1.35
	625,000	555,000	515,000	1,050,000	865,000	－	710,000	23.12.1	▲ 0.21	▲ 0.47
26.8.19	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)		(0.0)	26.4.1	0.39	0.10
								27.4.1	▲ 1.27	▲ 1.79
								28.4.1	0.25	0.09

※　（　　）内の率は，直前の報酬及び給料の額を基準とした引上率である。

※　平成８年，平成１２年，平成１９年，平成２２年及び平成２５年は，議会の議員の議員報酬及び常勤特別職の給料の額について旭川市特別職報酬等審議会に諮問したが，改定を行っていない。

平成８年は，議長　630,000円（0.80%），副議長　560,000円（0.90%），議員　520,000円（0.97%），市長　1,070,000円（1.90%），助役　875,000円（1.16%），収入役　765,000円（0.86%），常勤監査委員715,000円（0.70%）が適当である旨の答申があったが，改定を行わなかったもの。

平成１２年，平成１９年，平成２３年及び平成２６年は，改定を見送るべき旨の答申を受けたもの。

「適用年月日等」の欄には，旭川市特別職報酬等審議会の答申の日を記載。

※　平成１９年４月１日の改定は，地域給導入による給与構造の改革。ただし，改正後の額が昇給等により改正前の額に達するまでの間，改正前の額を支給する旨の経過措置を実施。

8　旭川市議会議員の議員報酬及び常勤特別職の給料並びに一般職の給料改定率の推移

（議　　員）

適用年月日等	議　長		副議長		議　員	
	改定率（%）	指　数	改定率（%）	指　数	改定率（%）	指　数
S60.1.1	5.32	79.20	4.88	77.48	5.33	76.70
S64.1.1	12.12	88.80	12.79	87.39	12.66	86.41
H3.1.1	5.41	93.60	6.19	92.79	6.74	92.24
H5.1.1	4.27	97.60	4.85	97.30	5.26	97.09
H7.1.1	2.46	100.00	2.78	100.00	3.00	100.00

（常勤特別職）

適用年月日等	市　長		副市長(助役)		常勤監査委員	
	改定率(%)	指　数	改定率(%)	指　数	改定率(%)	指　数
S60.1.1	5.06	79.05	4.69	77.45	5.00	73.94
S64.1.1	12.05	88.57	11.94	86.70	14.29	84.50
H3.1.1	5.38	93.34	6.67	92.48	10.00	92.95
H5.1.1	4.08	97.14	5.00	97.11	4.55	97.18
H7.1.1	2.94	100.00	2.98	100.00	2.90	100.00

（一　般　職）

適用年月日等	職　員		部　長	
	改定率(%)	指　数	改定率(%)	指　数
S60.7.1	5.12	80.78	5.11	82.11
S61.4.1	2.31	82.64	2.33	84.02
S62.4.1	1.45	83.84	1.44	85.23
S63.4.1	2.32	85.79	2.28	87.17
H1.4.1	3.01	88.37	2.88	89.69
H2.4.1	3.54	91.50	3.16	92.52
H3.4.1	3.43	94.63	2.91	95.21
H4.4.1	2.53	97.03	2.19	97.30
H5.4.1	1.89	98.86	1.71	98.96
H6.4.1	1.15	100.00	1.05	100.00
H7.1.1	－	100.00	－	100.00
H7.4.1	0.77	100.77	0.53	100.53
H8.4.1	0.83	101.61	0.39	100.92
H9.4.1	0.86	102.48	0.56	101.49
H10.4.1	0.62	103.12	0.40	101.89
H11.4.1	0.23	103.35	0.00	101.89
H15.4.1	▲ 1.97	101.32	▲ 2.11	99.74
H15.12.1	▲ 1.09	100.21	▲ 1.19	98.56
H17.12.1	▲ 0.32	99.89	▲ 0.33	98.23
H19.4.1	(▲ 5.46)	99.89	(▲ 6.79)	98.23
H20.4.1	0.10	99.99	0.00	98.23
H21.12.1	▲ 0.15	99.84	▲ 0.25	97.99
H22.12.1	▲ 0.13	99.71	▲ 1.35	96.66
H23.12.1	▲ 0.21	99.50	▲ 0.47	96.21
H26.4.1	0.39	99.89	0.10	96.30
H27.4.1	▲ 1.27	98.62	▲ 1.79	94.58
H28.4.1	0.25	98.87	0.09	94.67
累 積 改 定 率	－	▲ 1.13%	－	▲ 5.33%

※　指数：平成7年1月1日現在の報酬月額又は給料月額を100とした指数

※　地域給導入による平成19年4月1日適用の改定は，改正前の額に達するまでの間，改正前の額を支給する経過措置を講じているため，改定率を0として算定している。

９　道内主要都市の議会議員の議員報酬月額及び常勤特別職の給料月額

市名		旭川市	札幌市	函館市	小樽市	室蘭市	釧路市
適用年月日（主な減額措置適用年月日）	報酬	H7.1.1	H4.12.1	H9.1.1	H10.1.1	H6.4.1	H17.10.11
	給料	H7.1.1 （H21.12.1）	H4.12.1	H27.4.1	H10.1.1 （H26.4.1）	H6.4.1 （H27.5.11）	H17.10.11 （H28.4.1）
議長	報酬月額	625,000	1,040,000	630,000	534,000	480,000	600,000
	議長を100とした場合の指数	－	－	－	－	－	－
	旭川市を100とした場合の指数	－	166.4	100.8	85.4	76.8	96.0
副議長	報酬月額	555,000	950,000	560,000	482,000	450,000	540,000
	議長を100とした場合の指数	88.8	91.3	88.9	90.3	93.8	90.0
	旭川市を100とした場合の指数	－	171.2	100.9	86.8	81.1	97.3
議員	報酬月額	515,000	860,000	510,000	441,000	415,000	490,000
	議長を100とした場合の指数	82.4	82.7	81.0	82.6	86.5	81.7
	旭川市を100とした場合の指数	－	167.0	99.0	85.6	80.6	95.1
市長	給料月額	1,050,000 (861,000)	1,280,000	1,050,000	983,000 (835,550)	950,000 (855,000)	1,035,000 (965,000)
	市長を100とした場合の指数	－	－	－	－	－	－
	旭川市を100とした場合の指数	－ －	121.9 (148.7)	100.0 (122.0)	93.6 (97.0)	90.5 (99.3)	98.6 (112.1)
副市長	給料月額	865,000 (787,150)	1,030,000	830,000	792,000 (720,720)	780,000 (702,000)	835,000 (800,000)
	市長を100とした場合の指数	82.4 (91.4)	80.5	79.0	80.6 (86.3)	82.1 (82.1)	80.7 (82.9)
	旭川市を100とした場合の指数	－ －	119.1 (130.9)	96.0 (105.4)	91.6 (91.6)	90.2 (89.2)	96.5 (101.6)
教育長	給料月額	760,000 (691,600)	830,000	740,000	668,000 (624,580)	645,000 (580,500)	
	市長を100とした場合の指数	72.4 (80.3)	64.8	70.5	68.0 (74.8)	67.9 (67.9)	
	旭川市を100とした場合の指数	－ －	109.2 (120.0)	97.4 (107.0)	87.9 (90.3)	84.9 (83.9)	
常勤監査委員	給料月額	710,000 (646,100)	800,000	640,000		645,000 (580,500)	700,000 (690,000)
	市長を100とした場合の指数	67.6 (75.0)	62.5	61.0		67.9 (67.9)	67.6 (71.5)
	旭川市を100とした場合の指数	－	112.7 (123.8)	90.1 (99.1)		90.8 (89.8)	98.6 (106.8)

※　（　）内は，減額措置後の額であり，現在その適用があるもののみ記載している。
※　釧路市は，平成17年10月11日に新設合併。旧釧路市においては，平成9年4月1日から同額が適用されている。
※　釧路市及び帯広市は，平成29年7月1日現在において，地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する経過措置による教育長が在職している。
※　北見市は，平成18年3月5日に新設合併。旧北見市においては，平成7年12月1日から同額が適用されている。

帯広市	北見市	苫小牧市	江別市	平均	市名	
H7.12.1	H18.3.5	H5.12.1	H16.4.1	－	報酬 適用年月日（主な減額措置適用年月日）	
H26.4.1	H18.3.5	H5.12.1 (H29.4.1)	H16.4.1	－	給料	
580,000	500,000	520,000	456,000	596,500	報酬月額	議長
－	－	－	－	－	議長を100とした場合の指数	
92.8	80.0	83.2	73.0	95.4	旭川市を100とした場合の指数	
510,000	455,000	480,000	407,000	538,900	報酬月額	副議長
87.9	91.0	92.3	89.3	90.4	議長を100とした場合の指数	
91.9	82.0	86.5	73.3	97.1	旭川市を100とした場合の指数	
470,000	430,000	440,000	378,000	494,900	報酬月額	議員
81.0	86.0	84.6	82.9	83.1	議長を100とした場合の指数	
91.3	83.5	85.4	73.4	96.1	旭川市を100とした場合の指数	
1,005,000	970,000	980,000 (911,400)	893,000	1,019,600 (962,595)	給料月額	市長
－	－	－	－	－	市長を100とした場合の指数	
95.7 (116.7)	92.4 (112.7)	93.3 (105.9)	85.0 (103.7)	97.1 (111.8)	旭川市を100とした場合の指数	
805,000	775,000	800,000 (744,000)	722,000	823,400 (791,587)	給料月額	副市長
80.1	79.9	81.6 (81.6)	80.9	80.8 (82.2)	市長を100とした場合の指数	
93.1 (102.3)	89.6 (98.5)	92.5 (94.5)	83.5 (91.7)	95.2 (100.6)	旭川市を100とした場合の指数	
	650,000	680,000 (632,400)	618,000	698,875 (670,885)	給料月額	教育長
	67.0	69.4 (69.4)	69.2	68.5 (69.7)	市長を100とした場合の指数	
	85.5 (94.0)	89.5 (91.4)	81.3 (89.4)	92.0 (97.0)	旭川市を100とした場合の指数	
693,000	625,000	635,000 (590,550)		681,000 (658,144)	給料月額	常勤監査委員
69.0	64.4	64.8 (64.8)		66.8 (68.4)	市長を100とした場合の指数	
97.6 (107.3)	88.0 (96.7)	89.4 (91.4)		95.9 (101.9)	旭川市を100とした場合の指数	

１０　道内主要都市の議会議員の議員報酬月額の推移

（単位:円）

市　名	職	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	備考
旭川市	議　長	625,000											
	副議長	555,000	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	議　員	515,000											
札幌市	議　長	1,040,000											
	副議長	950,000	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	議　員	860,000											
函館市	議　長	630,000											
	副議長	560,000	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	議　員	510,000											
小樽市	議　長	534,000											
	副議長	482,000	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	議　員	441,000											
室蘭市	議　長	480,000											
	副議長	450,000	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	議　員	415,000											
釧路市 ※1	議　長	600,000											
	副議長	540,000	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	議　員	490,000											
帯広市	議　長	580,000											
	副議長	510,000	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	議　員	470,000											
北見市 ※2	議　長	500,000											
	副議長	455,000	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	議　員	430,000											
苫小牧市	議　長	520,000											
	副議長	480,000	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	議　員	440,000											
江別市	議　長	456,000											
	副議長	407,000	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	議　員	378,000											

※1　釧路市は，平成17年10月11日に新設合併。報酬額は，旧釧路市において平成9年4月1日から上記の額が適用されている。
※2　北見市は，平成18年3月5日に新設合併。報酬額は，旧北見市において平成7年12月1日から上記の額が適用されている。

１１　道内主要都市の常勤特別職の給料月額の推移

（単位：円）

市　名	職	平成20 本則	平成20 減額後	21	22	23	24	25	26	27	28	29	現行の減額措置の期間
旭川市	市　長	1,050,000	*861,000*										H21.4.1～H30.3.31
	副市長	865,000	*787,150*	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	監査委員	710,000	*646,100*										
札幌市	市　長	1,280,000						*896,000*	1,280,000				
	副市長	1,030,000	→	→	→	→	→	*824,000*	1,030,000	→	→	→	
	監査委員	800,000						*720,000*	800,000				
函館市	市　長	1,130,000		*904,000*		*565,000*				1,050,000			
	副市長	890,000	→	*801,000*	→	*712,000*	→	→	→	830,000	→	→	
	監査委員	680,000		*612,000*		*544,000*				640,000			
小樽市	市　長	983,000	*688,100*						*835,550*				H26.4.1～当分の間
	副市長	792,000	*649,440*	→	→	→	→	→	*720,720*	→	→	→	
	監査委員	－	－						－				
室蘭市	市　長	950,000	*855,000*					*807,500*		*855,000*			H27.5.11～H31.4.30
	副市長	780,000	*702,000*	→	→	→	→	*663,000*	→	*702,000*	→	→	
	監査委員	645,000	*580,500*					*548,250*		*580,500*			
釧路市	市　長	1,035,000	*879,750*			*776,250*					*965,000*		H28.4.1～H31.3.31
	副市長	835,000	*734,800*	→	→	*668,000*	→	→	→	→	*800,000*	→	
	監査委員	700,000	*616,000*			*560,000*					*690,000*		
帯広市	市　長	1,030,000	*875,500*						1,005,000				
	副市長	825,000	*742,500*	→	→	→	→	→	805,000	→	→	→	
	監査委員	710,000	*639,000*						693,000				
北見市	市　長	970,000	*679,000*									970,000	
	副市長	775,000	*697,500*	→	*658,750*	→	→	→	→	→	→	775,000	
	監査委員	625,000	*562,500*									625,000	
苫小牧市	市　長	980,000	*833,000*							*911,400*			H27.4.1～H30.3.31
	副市長	800,000	*720,000*	→	→	→	→	→	→	*744,000*	→	→	
	監査委員	635,000	*571,500*							*590,550*			
江別市	市　長	893,000	－					*803,700*		893,000			
	副市長	722,000	－	→	→	→	→	*649,800*	→	722,000	→	→	
	監査委員	－	－					－		－			

※　斜体文字は，独自削減後の額を記載している。

※　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する律第4条第1項の規定による教育長の給料の額については，改定が行われていないため，その推移は掲載していない。

１２　北海道議会議員の議員報酬月額及び北海道知事等の給料月額の推移

（単位：円）

職	条例本則の額	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
議　長	1,160,000 (100.0)	*1,044,000* (100.0)	→	→	*1,110,000* (100.0)	→	→	1,160,000 (100.0)	→	→	→
副議長	1,040,000 (89.7)	*936,000* (89.7)	→	→	*990,000* (89.2)	→	→	1,040,000 (89.7)	→	→	→
議　員	900,000 (77.6)	*810,000* (77.6)	→	→	*850,000* (76.6)	→	→	900,000 (77.6)	→	→	→
知　事	1,380,000 (100.0)	*1,035,000* (100.0)	→	→	→	→	*1,007,400* (100.0)	*1,035,000* (100.0)	→	→	→
副知事	1,100,000 (79.7)	*880,000* (85.0)	→	→	→	→	*858,000* (85.2)	*880,000* (85.0)	→	→	→
監査委員	810,000 (58.7)	*729,000* (70.4)	→	→	→	→	*712,800* (70.8)	*729,000* (70.4)	→	→	→

※　斜体文字は，減額措置後の額である。ただし，平成23年4月30日から同年7月31日まで及び平成27年4月30日以後の期間に係る議長，副議長及び議員の報酬については，減額措置の適用はない。

※（　）内の率は，議長の報酬月額又は知事の給料月額を100とした場合の指数である。

○　議長，副議長及び議員の議員報酬の減額措置（平成20年４月１日以降）

平成20年４月分～平成23年４月分　　１００分の９０

平成23年８月１日～平成27年４月29日　条例で定める額から５万円を減じた額

○　知事，副知事の給料月額の減額措置（平成20年４月１日以降）

平成20年４月１日～平成24年３月31日　　知事１００分の７５　副知事１００分の８０

平成24年４月１日～平成28年３月31日　　同上

平成25年７月１日～平成26年３月31日　　知事１００分の７３　副知事１００分の７８

平成28年４月１日～平成30年３月31日　　知事１００分の７５　副知事１００分の８０

○　常勤監査委員の給料月額の減額措置（平成20年４月１日以降）

平成20年４月１日～平成24年３月31日　　１００分の９０

平成24年４月１日～平成28年３月31日　　同上

平成25年７月１日～平成26年３月31日　　１００分の８８

平成28年４月１日～平成30年３月31日　　１００分の９０

１３　中核市の議会議員の議員報酬月額
（減額措置適用前）

（単位:円）

No.	都市名	議長			副議長			議員		
		報酬月額	適用年月日	順位	報酬月額	適用年月日	順位	報酬月額	適用年月日	順位
1	旭川市	625,000	H7.1.1	48	555,000	H7.1.1	48	515,000	H7.1.1	47
2	函館市	630,000	H9.1.1	47	560,000	H9.1.1	47	510,000	H9.1.1	48
3	青森市	658,000	H29.4.1	39	603,000	H29.4.1	39	580,000	H29.4.1	37
4	八戸市	657,000	H25.4.1	40	599,000	H25.4.1	42	571,000	H25.4.1	41
5	盛岡市	711,000	H20.4.1	28	645,000	H20.4.1	28	617,000	H20.4.1	22
6	秋田市	704,000	H17.12.1	29	655,000	H17.12.1	23	625,000	H17.12.1	19
7	郡山市	685,000	H24.4.1	33	638,000	H24.4.1	31	600,000	H24.4.1	27
8	いわき市	700,000	H16.4.1	30	660,000	H16.4.1	22	630,000	H16.4.1	18
9	宇都宮市	800,000	H9.2.1	4	710,000	H9.2.1	10	670,000	H9.2.1	6
10	前橋市	655,000	H7.1.1	43	620,000	H7.1.1	34	585,000	H7.1.1	32
11	高崎市	635,000	H15.12.1	46	605,000	H15.12.1	38	570,000	H15.12.1	42
12	川越市	641,000	H10.4.1	45	588,000	H10.4.1	46	576,000	H10.4.1	38
13	越谷市	657,000	H28.4.1	40	591,000	H28.4.1	44	575,000	H28.4.1	39
14	船橋市	759,000	H19.4.1	14	686,000	H19.4.1	16	613,000	H19.4.1	24
15	柏市	663,000	H16.1.1	36	593,000	H16.1.1	43	573,000	H16.1.1	40
16	八王子市	750,000	H28.4.1	16	680,000	H28.4.1	18	610,000	H28.4.1	25
17	横須賀市	743,000	H22.4.1	18	680,000	H22.4.1	18	646,000	H22.4.1	12
18	富山市	715,000	H17.4.1	27	645,000	H17.4.1	28	600,000	H17.4.1	27
19	金沢市	810,000	H28.4.1	3	745,000	H28.4.1	3	700,000	H28.4.1	1
20	長野市	724,000	H16.4.1	25	647,000	H16.4.1	26	600,000	H16.4.1	27
21	岐阜市	770,000	H23.4.1	10	700,000	H23.4.1	12	650,000	H23.4.1	11
22	豊橋市	716,000	H27.4.1	26	651,000	H27.4.1	25	585,000	H27.4.1	32
23	岡崎市	736,000	H29.4.1	20	668,000	H29.4.1	21	614,000	H29.4.1	23
24	豊田市	753,000	H21.12.1	15	687,000	H21.12.1	15	637,000	H29.4.1	15
25	大津市	657,000	H24.4.1	40	611,000	H24.4.1	37	563,000	H24.4.1	43
26	豊中市	730,000	H24.4.1	23	690,000	H24.4.1	14	635,000	H24.4.1	16
27	高槻市	750,000	H6.10.1	16	710,000	H6.10.1	10	660,000	H6.10.1	9
28	枚方市	766,000	H16.7.1	11	727,000	H16.7.1	6	669,000	H16.7.1	8
29	東大阪市	800,000	H8.10.1	4	740,000	H8.10.1	4	700,000	H8.10.1	1
30	姫路市	823,000	H23.4.1	2	747,000	H23.4.1	2	685,000	H23.4.1	5
31	尼崎市	797,000	H20.4.1	6	717,000	H20.4.1	9	640,000	H20.4.1	14
32	西宮市	827,000	H21.8.1	1	748,000	H21.8.1	1	687,000	H21.8.1	3
33	奈良市	733,000	H26.4.1	21	644,000	H26.4.1	30	596,000	H26.4.1	30
34	和歌山市	790,000	H4.10.1	7	720,000	H4.10.1	7	660,000	H4.10.1	9
35	倉敷市	780,000	H8.6.1	9	720,000	H8.6.1	7	670,000	H8.6.1	6
36	呉市	660,000	H6.10.1	38	600,000	H6.10.1	41	550,000	H6.10.1	45
37	福山市	765,000	H9.4.1	13	685,000	H9.4.1	17	635,000	H9.4.1	16
38	下関市	655,000	H25.4.1	43	590,000	H25.4.1	45	545,000	H25.4.1	46
39	高松市	727,000	H9.4.1	24	647,000	H9.4.1	26	608,000	H9.4.1	26
40	松山市	732,000	H12.12.1	22	654,000	H12.12.1	24	623,000	H12.12.1	20
41	高知市	678,000	H16.4.1	35	615,000	H16.4.1	36	585,000	H16.4.1	32
42	久留米市	683,000	H7.6.1	34	616,000	H7.6.1	35	582,000	H7.6.1	36
43	長崎市	737,000	H23.5.1	19	673,000	H23.5.1	20	619,000	H23.5.1	21
44	佐世保市	662,000	H16.4.1	37	602,000	H16.4.1	40	563,000	H16.4.1	43
45	大分市	766,000	H8.4.1	11	695,000	H8.4.1	13	641,000	H8.4.1	13
46	宮崎市	696,000	H21.12.1	31	625,000	H21.12.1	33	583,000	H21.12.1	35
47	鹿児島市	790,000	H18.7.1	7	738,000	H18.7.1	5	686,000	H18.7.1	4
48	那覇市	694,000	H23.4.1	32	626,000	H23.4.1	32	586,000	H23.4.1	31
中核市平均		720,729	―	―	657,313	―	―	612,979	―	―

（減額措置適用後）

（単位：円）

No.	団体名	議長				副議長				議員			
		減額後	減額期間		順位	減額後	減額期間		順位	減額後	減額期間		順位
		報酬月額	始期	終期		報酬月額	始期	終期		報酬月額	始期	終期	
1	旭川市	625,000	－	－	47	555,000	－	－	48	515,000	－	－	47
2	函館市	630,000	－	－	46	560,000	－	－	47	510,000	－	－	48
3	青森市	*613,000*	H29.4.1	H30.3.31	48	*562,000*	H29.4.1	H30.3.31	46	*541,000*	H29.4.1	H30.3.31	46
4	八戸市	657,000	－	－	39	599,000	－	－	41	571,000	－	－	40
5	盛岡市	711,000	－	－	28	645,000	－	－	28	617,000	－	－	22
6	秋田市	704,000	－	－	29	655,000	－	－	23	625,000	－	－	19
7	郡山市	685,000	－	－	33	638,000	－	－	31	600,000	－	－	27
8	いわき市	700,000	－	－	30	660,000	－	－	22	630,000	－	－	17
9	宇都宮市	800,000	－	－	4	710,000	－	－	9	670,000	－	－	6
10	前橋市	655,000	－	－	42	620,000	－	－	34	585,000	－	－	32
11	高崎市	635,000	－	－	45	605,000	－	－	38	570,000	－	－	41
12	川越市	641,000	－	－	44	588,000	－	－	45	576,000	－	－	37
13	越谷市	657,000	－	－	39	591,000	－	－	43	575,000	－	－	38
14	船橋市	759,000	－	－	13	686,000	－	－	15	613,000	－	－	24
15	柏市	663,000	－	－	36	593,000	－	－	42	573,000	－	－	39
16	八王子市	750,000	－	－	15	680,000	－	－	18	610,000	－	－	25
17	横須賀市	743,000	－	－	17	680,000	－	－	18	646,000	－	－	11
18	富山市	715,000	－	－	27	645,000	－	－	28	600,000	－	－	27
19	金沢市	810,000	－	－	3	745,000	－	－	3	700,000	－	－	1
20	長野市	724,000	－	－	24	647,000	－	－	26	600,000	－	－	27
21	岐阜市	770,000	－	－	10	700,000	－	－	11	650,000	－	－	10
22	豊橋市	716,000	－	－	26	651,000	－	－	25	585,000	－	－	32
23	岡崎市	736,000	－	－	19	668,000	－	－	21	614,000	－	－	23
24	豊田市	753,000	－	－	14	687,000	－	－	14	637,000	－	－	14
25	大津市	657,000	－	－	39	611,000	－	－	37	563,000	－	－	42
26	豊中市	730,000	－	－	22	690,000	－	－	13	635,000	－	－	15
27	高槻市	750,000	－	－	15	710,000	－	－	9	660,000	－	－	8
28	枚方市	*720,000*	H24.4.1	当分の間	25	*683,300*	H24.4.1	当分の間	17	*628,800*	H24.4.1	当分の間	18
29	東大阪市	800,000	－	－	4	740,000	－	－	4	700,000	－	－	1
30	姫路市	823,000	－	－	2	747,000	－	－	2	685,000	－	－	5
31	尼崎市	797,000	－	－	6	717,000	－	－	8	640,000	－	－	13
32	西宮市	827,000	－	－	1	748,000	－	－	1	687,000	－	－	3
33	奈良市	733,000	－	－	20	644,000	－	－	30	596,000	－	－	30
34	和歌山市	790,000	－	－	7	720,000	－	－	6	660,000	－	－	8
35	倉敷市	780,000	－	－	9	720,000	－	－	6	670,000	－	－	6
36	呉市	660,000	－	－	38	600,000	－	－	40	550,000	－	－	44
37	福山市	765,000	－	－	12	685,000	－	－	16	635,000	－	－	15
38	下関市	655,000	－	－	42	590,000	－	－	44	545,000	－	－	45
39	高松市	727,000	－	－	23	647,000	－	－	26	608,000	－	－	26
40	松山市	732,000	－	－	21	654,000	－	－	24	623,000	－	－	20
41	高知市	678,000	－	－	35	615,000	－	－	36	585,000	－	－	32
42	久留米市	683,000	－	－	34	616,000	－	－	35	582,000	－	－	36
43	長崎市	737,000	－	－	18	673,000	－	－	20	619,000	－	－	21
44	佐世保市	662,000	－	－	37	602,000	－	－	39	563,000	－	－	42
45	大分市	766,000	－	－	11	695,000	－	－	12	641,000	－	－	12
46	宮崎市	696,000	－	－	31	625,000	－	－	33	583,000	－	－	35
47	鹿児島市	790,000	－	－	7	738,000	－	－	5	686,000	－	－	4
48	那覇市	694,000	－	－	32	626,000	－	－	32	586,000	－	－	31
中核市平均		718,833	－	－	－	655,548	－	－	－	611,329	－	－	－

※　減額措置を行っている都市については，減額措置適用後の額を斜体文字で表示。

１４　中核市の市長，副市長，教育長及び常勤監査委員の給料月額
（減額措置適用前）

（単位:円）

No.	都市名	市長			副市長		
		報酬月額	適用年月日	順位	報酬月額	適用年月日	順位
1	旭川市	1,050,000	H7.1.1	36	865,000	H7.1.1	39
2	函館市	1,050,000	H27.4.1	36	830,000	H27.4.1	44
3	青森市	1,000,000	H27.1.1	46	788,000	H27.1.1	47
4	八戸市	1,135,000	H9.4.1	10	915,000	H9.4.1	13
5	盛岡市	1,138,000	H20.4.1	9	882,000	H20.4.1	32
6	秋田市	1,173,000	H17.12.1	6	899,000	H17.12.1	17
7	郡山市	1,057,000	H24.4.1	33	888,000	H24.4.1	30
8	いわき市	1,089,000	H17.7.1	23	891,000	H17.7.1	25
9	宇都宮市	1,180,000	H9.2.1	2	960,000	H9.2.1	2
10	前橋市	1,125,000	H7.1.1	13	900,000	H7.1.1	16
11	高崎市	1,100,000	H15.12.1	19	880,000	H15.12.1	34
12	川越市	1,073,000	H10.4.1	29	896,000	H10.4.1	22
13	越谷市	1,051,000	H28.4.1	35	882,000	H28.4.1	32
14	船橋市	1,076,000	H19.4.1	26	818,000	H19.4.1	46
15	柏市	955,000	H16.1.1	48	785,000	H16.1.1	48
16	八王子市	1,110,000	H28.4.1	17	940,000	H15.7.1	7
17	横須賀市	1,031,000	H22.4.1	42	877,000	H22.4.1	35
18	富山市	1,075,000	H23.12.1	27	893,000	H23.12.1	24
19	金沢市	1,180,000	H8.4.1	2	960,000	H8.4.1	2
20	長野市	1,085,000	H16.4.1	24	889,000	H16.4.1	29
21	岐阜市	1,090,000	H23.4.1	22	890,000	H23.4.1	26
22	豊橋市	1,091,000	H16.4.1	21	915,000	H16.4.1	13
23	岡崎市	1,116,000	H29.4.1	16	937,000	H29.4.1	8
24	豊田市	1,129,000	H23.4.1	12	951,000	H23.4.1	5
25	大津市	1,032,000	H24.4.1	41	897,000	H27.4.1	19
26	豊中市	1,035,000	H24.4.1	39	895,000	H24.4.1	23
27	高槻市	1,065,000	H6.10.1	30	935,000	H6.10.1	9
28	枚方市	1,023,000	H24.4.1	45	890,000	H24.4.1	26
29	東大阪市	1,030,000	H25.1.1	43	870,000	H25.1.1	37
30	姫路市	1,180,000	H23.4.1	2	960,000	H23.4.1	2
31	尼崎市	1,177,000	H20.4.1	5	942,000	H20.4.1	6
32	西宮市	1,206,000	H21.10.1	1	974,000	H21.10.1	1
33	奈良市	1,048,000	H26.4.1	38	885,000	H26.4.1	31
34	和歌山市	1,030,000	H4.10.1	43	820,000	H4.10.1	45
35	倉敷市	1,150,000	H21.10.1	8	930,000	H21.10.1	11
36	呉市	1,034,000	H6.10.1	40	860,000	H6.10.1	40
37	福山市	1,120,000	H9.4.1	14	930,000	H9.4.1	11
38	下関市	1,060,000	H25.4.1	31	860,000	H25.4.1	40
39	高松市	1,110,000	H18.4.1	17	897,000	H18.4.1	19
40	松山市	1,120,000	H17.12.1	14	899,000	H17.12.1	17
41	高知市	1,075,000	H16.4.1	27	866,000	H16.4.1	38
42	久留米市	1,097,000	H7.6.1	20	897,000	H7.6.1	19
43	長崎市	978,000	H23.5.1	47	840,000	H23.5.1	42
44	佐世保市	1,058,000	H16.4.1	32	873,000	H16.4.1	36
45	大分市	1,134,000	H8.4.1	11	905,000	H8.4.1	15
46	宮崎市	1,053,000	H21.12.1	34	840,000	H21.12.1	42
47	鹿児島市	1,154,000	H18.7.1	7	931,000	H18.7.1	10
48	那覇市	1,085,000	H23.4.1	24	890,000	H23.4.1	26
中核市平均		1,087,771	―	―	892,021	―	―

（単位:円）

No.	都市名	教育長			常勤の監査委員		
		報酬月額	適用年月日	順位	報酬月額	適用年月日	順位
1	旭川市	760,000	H27.4.1	18	710,000	H7.1.1	3
2	函館市	740,000	H27.4.1	23	640,000	H27.4.1	18
3	青森市	660,500	H27.1.1	41	558,600	H27.1.1	38
4	八戸市	763,000	H9.4.1	16	590,000	H9.4.1	27
5	盛岡市	721,000	H27.4.1	31	569,000	H20.4.1	32
6	秋田市	708,000	H17.12.1	37	594,000	H17.12.1	25
7	郡山市	―	―	―	665,000	H24.4.1	9
8	いわき市	774,000	H17.7.1	14	667,000	H17.7.1	8
9	宇都宮市	755,000	H27.4.1	20	670,000	H9.2.1	7
10	前橋市	765,000	H7.1.1	15	655,000	H7.1.1	13
11	高崎市	―	―	―	675,000	H15.12.1	6
12	川越市	801,000	H27.9.30	8	563,000	H10.4.1	36
13	越谷市	―	―	―	560,000	H28.4.1	37
14	船橋市	730,000	H27.4.1	27	626,000	H19.4.1	21
15	柏市	716,000	H16.1.1	34	654,000	H16.1.1	16
16	八王子市	810,000	H28.4.1	5	680,000	H28.4.1	4
17	横須賀市	―	―	―	677,000	H22.4.1	5
18	富山市	730,000	H23.12.1	27	546,000	H23.12.1	40
19	金沢市	742,000	H28.4.1	21	592,500	H11.4.1	26
20	長野市	728,000	H16.4.1	29	650,000	H16.4.1	17
21	岐阜市	780,000	H28.10.20	13	630,000	H23.4.1	20
22	豊橋市	710,000	H18.4.1	36	655,000	H18.4.1	13
23	岡崎市	742,000	H29.4.1	21	655,000	H29.4.1	13
24	豊田市	763,000	H27.4.1	16	664,000	H23.4.1	10
25	大津市	794,000	H27.4.1	10	639,000	H27.4.1	19
26	豊中市	785,000	H27.4.1	12	550,000	H24.6.24	39
27	高槻市	825,000	H6.10.1	2	583,000	H6.10.1	30
28	枚方市	796,000	H24.4.1	9	578,000	H24.4.1	31
29	東大阪市	760,000	H25.1.1	18	565,000	H25.1.1	34
30	姫路市	―	―	―	行政職給料表 9級適用	―	―
31	尼崎市	805,000	H20.4.1	7	658,000	H20.4.1	12
32	西宮市	827,000	H21.10.1	1	660,000	H21.10.1	11
33	奈良市	733,000	H26.4.1	25	586,000	H26.4.1	28
34	和歌山市	690,000	H4.10.1	38	510,000	H6.3.8	43
35	倉敷市	810,000	H21.10.1	5	610,000	H21.10.1	23
36	呉市	740,000	H27.4.1	23	―	―	―
37	福山市	815,000	H9.4.1	3	785,000	H9.4.1	1
38	下関市	725,000	H25.4.1	30	613,000	H25.4.1	22
39	高松市	731,000	H18.4.1	26	413,000	H18.4.1	46
40	松山市	―	―	―	450,000	H17.12.1	45
41	高知市	719,000	H16.4.1	33	567,000	H16.4.1	33
42	久留米市	686,000	H27.4.1	39	609,000	H7.6.1	24
43	長崎市	683,000	H23.5.1	40	585,000	H23.5.1	29
44	佐世保市	721,000	H16.4.1	31	510,000	H16.4.1	43
45	大分市	793,000	H8.4.1	11	518,000	H8.4.1	42
46	宮崎市	713,000	H21.12.1	35	545,000	H21.12.1	41
47	鹿児島市	813,000	H28.4.1	4	719,000	H18.7.1	2
48	那覇市	―	―	―	564,000	H23.4.1	35
中核市平均		752,744	―	―	607,893	―	―

（減額措置適用後）

（単位：円）

No.	団体名	市長				副市長			
		減額後	減額期間		順位	減額後	減額期間		順位
		報酬月額	始期	終期		給料月額	始期	終期	
1	旭川市	*861,000*	H29.4.1	H30.3.31	45	*787,150*	H29.4.1	H30.3.31	43
2	函館市	1,050,000	－	－	30	830,000	－	－	38
3	青森市	*750,000*	H29.4.1	H30.3.31	47	*669,800*	H29.4.1	H30.3.31	48
4	八戸市	*1,021,000*	H26.4.1	H30.3.31	37	*823,000*	H26.4.1	H30.3.31	39
5	盛岡市	1,138,000	－	－	6	882,000	－	－	24
6	秋田市	*1,055,700*	H21.12.1	H30.3.31	27	*854,050*	H21.12.1	H30.3.31	32
7	郡山市	1,057,000	－	－	26	888,000	－	－	22
8	いわき市	1,089,000	－	－	18	891,000	－	－	18
9	宇都宮市	*1,109,200*	H20.4.1	H30.3.31	13	*902,400*	H20.4.1	H30.3.31	11
10	前橋市	1,125,000	－	－	8	900,000	－	－	12
11	高崎市	1,100,000	－	－	14	880,000	－	－	26
12	川越市	1,073,000	－	－	22	896,000	－	－	15
13	越谷市	1,051,000	－	－	29	882,000	－	－	24
14	船橋市	1,076,000	－	－	20	818,000	－	－	41
15	柏市	955,000	－	－	43	785,000	－	－	44
16	八王子市	1,110,000	－	－	11	940,000	－	－	5
17	横須賀市	1,031,000	－	－	34	877,000	－	－	27
18	富山市	1,075,000	－	－	21	893,000	－	－	17
19	金沢市	1,180,000	－	－	2	960,000	－	－	2
20	長野市	1,085,000	－	－	19	889,000	－	－	21
21	岐阜市	1,090,000	－	－	17	890,000	－	－	19
22	豊橋市	1,091,000	－	－	16	915,000	－	－	10
23	岡崎市	1,116,000	－	－	10	937,000	－	－	6
24	豊田市	1,129,000	－	－	7	951,000	－	－	4
25	大津市	*722,400*	H28.4.1	H30.3.31	48	*717,600*	H28.4.1	H30.3.31	47
26	豊中市	1,035,000	－	－	32	895,000	－	－	16
27	高槻市	*958,500*	H27.8.31	H31.4.30	42	*841,500*	H27.8.31	H31.4.30	35
28	枚方市	*818,400*	H27.9.23	H31.9.22	46	890,000	－	－	19
29	東大阪市	1,030,000	－	－	36	870,000	－	－	29
30	姫路市	1,180,000	－	－	2	960,000	－	－	2
31	尼崎市	*1,059,300*	H28.4.1	H30.3.31	24	*847,800*	H28.4.1	H30.3.31	33
32	西宮市	1,206,000	－	－	1	974,000	－	－	1
33	奈良市	1,048,000	－	－	31	885,000	－	－	23
34	和歌山市	*978,500*	H28.4.1	H30.3.31	38	*779,000*	H28.4.1	H30.3.31	45
35	倉敷市	1,150,000	－	－	5	930,000	－	－	8
36	呉市	1,034,000	－	－	33	860,000	－	－	30
37	福山市	1,120,000	－	－	9	930,000	－	－	8
38	下関市	1,060,000	－	－	23	860,000	－	－	30
39	高松市	1,110,000	－	－	11	897,000	－	－	13
40	松山市	*1,030,400*	H29.4.1	H30.3.31	35	*845,060*	H29.4.1	H30.3.31	34
41	高知市	*967,500*	H26.4.1	H30.3.31	41	*822,700*	H26.4.1	H30.3.31	40
42	久留米市	1,097,000	－	－	15	897,000	－	－	13
43	長崎市	978,000	－	－	39	840,000	－	－	36
44	佐世保市	1,058,000	－	－	25	873,000	－	－	28
45	大分市	*941,220*	H29.4.1	H31.3.31	44	*751,150*	H29.4.1	H31.3.31	46
46	宮崎市	1,053,000	－	－	28	840,000	－	－	36
47	鹿児島市	1,154,000	－	－	4	931,000	－	－	7
48	那覇市	*977,000*	H17.4.1	H31.3.31	40	*801,000*	H17.4.1	H31.3.31	42
中核市平均		1,045,503	－	－	－	868,296	－	－	－

※　減額措置を行っている都市については，減額措置適用後の額を斜体文字で表示。

（単位:円）

No.	団体名	教育長				常勤の監査委員			
		減額後給料月額	減額期間 始期	減額期間 終期	順位	減額後給料月額	減額期間 始期	減額期間 終期	順位
1	旭川市	*691,600*	H29.4.1	H30.3.31	35	*646,100*	H29.4.1	H30.3.31	16
2	函館市	740,000	―	―	18	640,000	―	―	17
3	青森市	*594,450*	H29.4.1	H30.3.31	41	*502,740*	H29.4.1	H30.3.31	42
4	八戸市	*701,000*	H26.4.1	H30.3.31	33	*542,000*	H26.4.1	H30.3.31	37
5	盛岡市	721,000	―	―	26	569,000	―	―	29
6	秋田市	*672,600*	H21.12.1	H30.3.31	39	*564,300*	H21.12.1	H30.3.31	31
7	郡山市	―	―	―	―	665,000	―	―	8
8	いわき市	774,000	―	―	10	667,000	―	―	7
9	宇都宮市	*709,700*	H27.4.1	H30.3.31	32	670,000	―	―	6
10	前橋市	765,000	―	―	11	655,000	―	―	11
11	高崎市	―	―	―	―	675,000	―	―	5
12	川越市	801,000	―	―	6	563,000	―	―	32
13	越谷市	―	―	―	―	560,000	―	―	33
14	船橋市	730,000	―	―	22	626,000	―	―	19
15	柏市	716,000	―	―	28	654,000	―	―	14
16	八王子市	810,000	―	―	4	680,000	―	―	3
17	横須賀市	―	―	―	―	677,000	―	―	4
18	富山市	730,000	―	―	22	546,000	―	―	35
19	金沢市	742,000	―	―	16	592,500	―	―	25
20	長野市	728,000	―	―	24	650,000	―	―	15
21	岐阜市	780,000	―	―	9	630,000	―	―	18
22	豊橋市	710,000	―	―	31	655,000	―	―	11
23	岡崎市	742,000	―	―	16	655,000	―	―	11
24	豊田市	763,000	―	―	13	664,000	―	―	9
25	大津市	*714,600*	H28.4.1	H30.3.31	29	*614,718*	H28.4.1	H30.3.31	21
26	豊中市	785,000	―	―	8	550,000	―	―	34
27	高槻市	*742,500*	H27.8.31	H31.4.30	15	*524,700*	H27.8.31	H31.4.30	39
28	枚方市	796,000	―	―	7	578,000	―	―	28
29	東大阪市	760,000	―	―	14	565,000	―	―	30
30	姫路市	―	―	―	―	行政職給料表9級適用	―	―	―
31	尼崎市	*764,750*	H28.4.1	H30.3.31	12	*625,100*	H28.4.1	H30.3.31	20
32	西宮市	827,000	―	―	1	660,000	―	―	10
33	奈良市	733,000	―	―	20	586,000	―	―	26
34	和歌山市	*655,500*	H28.4.1	H30.3.31	40	*484,500*	H28.4.1	H30.3.31	43
35	倉敷市	810,000	―	―	4	610,000	―	―	23
36	呉市	740,000	―	―	18	―	―	―	―
37	福山市	815,000	―	―	2	785,000	―	―	1
38	下関市	725,000	―	―	25	613,000	―	―	22
39	高松市	731,000	―	―	21	413,000	―	―	46
40	松山市	―	―	―	―	*432,000*	H29.4.1	H30.3.31	45
41	高知市	*683,050*	H26.4.1	H30.3.31	37	*538,650*	H26.4.1	H30.3.31	38
42	久留米市	686,000	―	―	36	609,000	―	―	24
43	長崎市	683,000	―	―	38	585,000	―	―	27
44	佐世保市	721,000	―	―	26	510,000	―	―	40
45	大分市	*697,840*	H29.4.1	H31.3.31	34	*455,840*	H29.4.1	H31.3.31	44
46	宮崎市	713,000	―	―	30	545,000	―	―	36
47	鹿児島市	813,000	―	―	3	719,000	―	―	2
48	那覇市	―	―	―	―	*508,000*	H17.4.1	H31.3.31	41
中核市平均		737,014	―	―	―	596,960	―	―	―

※　減額措置を行っている都市については，減額措置適用後の額を斜体文字で表示。

※　教育長は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく教育長をいい，改正前の規定に基づく教育長を置く都市の給料月額は，「－」としている。なお，減額期間には改正前の規定に基づく教育長の期間を含む。

１５　旭川市の常勤特別職と部長級職員との年間給与比較

平成29年12月現在
（単位：円）

	給料	期末手当	勤勉手当	管理職手当	期末勤勉加算	その他の手当	合計
市　　長	12,600,000 (10,332,000)	4,515,000 (4,200,000)			903,000 (840,000)		18,018,000 (15,372,000)
副 市 長	10,380,000 (9,445,800)	3,719,500 (3,460,000)			743,900 (692,000)		14,843,400 (13,597,800)
教育長	9,120,000 (8,299,200)	3,268,000 (3,040,000)			653,600 (608,000)		13,041,600 (11,947,200)
常勤監査 委　　員	8,520,000 (7,753,200)	3,053,000 (2,840,000)			610,600 (568,000)		12,183,600 (11,161,200)
部長級職員 の　最　高	5,392,800	1,168,440	763,980	1,020,000	386,484	784,600 （扶養手当・ 住居手当・ 通勤手当）	9,516,304 ※その他の手当 を除いた額 8,731,704

（参考）

	議員報酬	期末手当	勤勉手当	管理職手当	期末勤勉加算	その他の手当	合計
議　　長	7,500,000	2,625,000			525,000		10,650,000
副 議 長	6,660,000	2,331,000			466,200		9,457,200
議　　員	6,180,000	2,163,000			432,600		8,775,600

※（　）内は，減額措置適用後の額である。

１６　旭川市の常勤特別職と部長級職員との月額給与比較

平成29年12月現在
（単位:円）

	市長	副市長	教育長	常勤監査委員
給　　料	1,050,000 (861,000)	865,000 (787,150)	760,000 (691,600)	710,000 (646,100)

	部長級職員		
	最高	最低	平均
給　　料	(8級38号給) 461,374	(8級14号給) 435,763	452,011
管理職手当	(8級1号給の21%) 85,000	(8級1号給の21%) 85,000	85,000
計	546,374	520,763	537,011

	議長	副議長	議員
議員報酬	625,000	555,000	515,000

※　（　）内は，減額措置適用後の額である。

１７　常勤特別職・一般職の給与に係る独自削減等の実施状況

実施時期	市長・副市長・常勤監査委員	一　般　職
H10.4.1	内　容：期末手当の0.15月分減 期　間：当分の間 理　由：行政改革の一環としての人件費削減のため	内　容：管理職手当の10％程度減 期　間：当分の間 理　由：行政改革の一環としての人件費削減のため
H14.4.1	内　容：期末手当の0.15月分減 （上記に上乗せ加算） 期　間：当分の間 理　由：雇用創出推進プラン（臨時職員・嘱託職員の採用）実施の財源確保のため	内　容：管理職手当の10％程度減 （上記に上乗せ加算） 期　間：当分の間 理　由：雇用創出推進プラン（臨時職員・嘱託職員の採用）実施の財源確保のため
H18.4.1	内　容：給料の減額措置 市　長　給料月額の20％減 副市長　給料月額の11％減 常勤監査委員　給料月額の11％減 期　間：平成18年4月1日～平成23年3月31日 理　由：財政健全化に向けた取組	内　容：給料の減額措置 管理職　給料月額の8％減 非管理職　給料月額の5％減 期末手当の0.12月分減 期　間：平成18年4月1日～平成23年3月31日 （期末手当の減額措置については地域給導入に当たり平成19年3月31日をもって廃止） 理　由：財政健全化に向けた取組
H19.4.1		内　容：地域給導入 給料月額の5.46％減（※経過措置有） 理　由：地域民間給与水準の反映
H21.12.1	内　容：給料の減額措置 （H18.4.1の変更） 市　長　給料月額の18％減 副市長　給料月額の９％減 常勤監査委員　給料月額の９％減 期　間：平成21年12月1日～平成23年3月31日 理　由：財政健全化に向けた取組	内　容：給料の減額措置 （H18.4.1の変更） 管理職　給料月額の6％減 非管理職　給料月額の3％減 期　間：平成21年12月1日～平成22年3月31日 理　由：財政健全化に向けた取組
H22.4.1		内　容：給料の減額措置 （H18.4.1の変更） 管理職　給料月額の6％減 非管理職 3級～5級　給料月額の3％減 1級及び2級　給料月額の2％減 期　間：平成22年4月1日～平成23年3月31日 理　由：財政健全化に向けた取組
H24.4.1	内　容：給料の減額措置 （H21.12.1の期間延長） 市　長　給料月額の18％減 副市長　給料月額の９％減 常勤監査委員　給料月額の９％減 期　間：平成24年4月1日～平成25年3月31日 理　由：財政健全化に向けた取組	内　容：ア　給料の減額措置 （H18.4.1の変更） 管理職　給料月額の3.8％減 非管理職 3級～5級　給料月額の1.8％減 1級及び2級　給料月額の0.9％減 イ　昇給号数の抑制 標準昇給の１／２抑制 期　間：平成24年4月1日～平成25年3月31日 理　由：財政健全化に向けた取組

H25.4.1	内　容：給料の減額措置 (H21.12.1の期間延長) 市　長　　給料月額の18%減 副市長　　給料月額の９%減 常勤監査委員　給料月額の９%減 期　間：平成25年4月1日～平成26年3月31日 理　由：財政健全化に向けた取組	内　容：ア　給料の減額措置 (H18.4.1の変更) 管理職　　給料月額の1.9%減 非管理職 3級～5級　　給料月額の0.9%減 1級及び2級　給料月額の0.2%減 イ　昇給号数の抑制 標準昇給の１／２抑制 (1級及び2級は，１号給抑制) 期　間：平成25年4月1日～平成26年3月31日 理　由：財政健全化に向けた取組
H26.4.1	内　容：給料の減額措置 (H21.12.1の期間延長) 市　長　　給料月額の18%減 副市長　　給料月額の９%減 常勤監査委員　給料月額の９%減 期　間：平成26年4月1日～平成27年3月31日 理　由：財政健全化に向けた取組	(独自削減等なし)
H27.4.1	内　容：給料の減額措置 (H21.12.1の期間延長) 市　長　　給料月額の18%減 副市長　　給料月額の９%減 常勤監査委員　給料月額の９%減 期　間：平成27年4月1日～平成28年3月31日 理　由：財政健全化に向けた取組	(独自削減等なし)
H28.4.1	内　容：給料の減額措置 (H21.12.1の期間延長) 市　長　　給料月額の18%減 副市長　　給料月額の９%減 常勤監査委員　給料月額の９%減 期　間：平成28年4月1日～平成29年3月31日 理　由：財政健全化に向けた取組	(独自削減等なし)
H29.4.1	内　容：給料の減額措置 (H21.12.1の期間延長) 市　長　　給料月額の18%減 副市長　　給料月額の９%減 常勤監査委員　給料月額の９%減 期　間：平成29年4月1日～平成30年3月31日 理　由：財政健全化に向けた取組	(独自削減等なし)

※　地域給導入に伴う経過措置
　改正後の額が昇給等により改正前の額に達するまでの間，改正前の額を支給

１８　旭川市議会における議員定数及び議会関係費用の推移

⑴　議員定数

実施時期	法定上限数	条例定数	改定理由等
S53.2.1	(48人)	44人	国勢調査の結果，法定議員数が48人となるところ，社会経済情勢の変化，今後の人口動態の推移を見守り，人口の安定したところを見極めた上で増員を考慮すべきとの観点から，現行どおりの定数とすることとした。
H11.3.1	(48人)	40人	厳しい社会情勢，経済状況の下，地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な議会運営の確立に向け，定数の削減を行った。
H15.1.1	46人	40人	地方分権推進一括法の施行に伴い，法定数から法定上限数に改正されたが，条例定数の改正は行わなかった。(注)
H15.2.24	46人	36人	行政改革のみならず，そのチェックに当たる立場の議会においても自らの身を削りコストの削減に資するとともに，議会改革をさらに推進していくため，定数の削減を行った。
H26.3.25	－	34人	議長の諮問機関である「議員定数及び議員報酬に関する検討懇談会」の報告書を市民意見を凝縮したものと受け止め，報告書における多数意見を最大限尊重し，定数削減を行った。 (次回（平成27年）の市議会議員選挙から適用)

※　（　　）内は，法定数

(注)　地方分権推進一括法施行前の地方自治法では，議会議員の定数が定められており，この数を下回る議員定数を定める場合は議員数を減じる条例を制定する必要があった。しかしながら，地方分権推進一括法施行後の地方自治法では，議会議員の定数の上限のみを定め，議員定数については条例で定めることとされた。
　なお，議員定数の法定上限数については，平成２３年８月１日施行の地方自治法の一部改正により撤廃された。

⑵　議会等参会時の費用弁償

実施時期	日　額	改　定　理　由
S52.4.1	3,000円	現状の議員の議会活動の実態を鑑み，実情に即した費用弁償を行うため，各市の支給実態を考慮し決定した。
S56.4.1	5,000円	交通費の値上がり，市外旅費における日当の引上げ等を鑑み，費用弁償の引上げを行った。
H19.2.21	0円	本市のおかれている状況などを総合的な観点から判断し廃止した。

⑶　政務活動費

実施時期	交付額 (1月当たり)	交付対象	改　定　理　由
S60.4.1	(50,000円/議員)	会　派	(不　明)
S63.4.1	(80,000円/議員)	会　派	(不　明)
H13.4.1	80,000円/議員	会　派	地方自治法の改正に伴い，従前の市政調査研究費を政務調査費として条例で規定した。
H23.4.1	80,000円/議員	会派及び会派に属さない議員	政務調査費の交付対象に係る規定を整備した。
H25.3.1	80,000円/議員	会派及び会派に属さない議員	地方自治法の改正に伴い，名称が政務調査費から政務活動費に変更された。

※　（　　）内は，市政調査研究費の額

１９　道内主要市の議会費（平成２７年度普通会計決算）

No.	団体名	人口（人）	議員定数（人）	歳入総額（億円）	うち一般財源（億円）	歳出総額（億円）	うち議会費（億円）	市民1人当たり（円）	議員1人当たり（万円）	議会費の割合 対一般財源（%）	議会費の割合 対歳出総額（%）
1	旭川市	345,288	34	1,586	820	1,573	6.8	1,975	2,006	0.83	0.43
2	札幌市	1,941,832	68	8,850	4,337	8,778	19.8	1,022	2,918	0.46	0.23
3	函館市	268,617	30	1,403	735	1,375	5.2	1,921	1,720	0.70	0.38
4	小樽市	122,927	25	589	331	569	3.6	2,913	1,432	1.08	0.63
5	室蘭市	88,618	22	465	242	456	3.1	3,519	1,417	1.29	0.68
6	釧路市	176,576	28	984	506	965	4.4	2,472	1,559	0.86	0.45
7	帯広市	168,539	29	834	419	826	4.7	2,759	1,604	1.11	0.56
8	北見市	121,048	28	730	368	725	3.9	3,182	1,376	1.05	0.53
9	苫小牧市	173,794	28	808	394	793	4.4	2,527	1,568	1.11	0.55
10	江別市	119,517	27	473	252	466	3.2	2,685	1,188	1.27	0.69
						道内主要市平均		2,497	1,679	0.98	0.51

２０　中核市の議会費（平成２７年度普通会計決算）

No.	団体名	人口（人）	議員定数（人）	歳入総額（億円）	うち一般財源（億円）	歳出総額（億円）	うち議会費（億円）	市民1人当たり（円）	議員1人当たり（万円）	議会費の割合 対一般財源（%）	議会費の割合 対歳出総額（%）
1	旭川市	345,288	34	1,586	820	1,573	6.8	1,975	2,006	0.83	0.43
2	函館市	268,617	30	1,403	735	1,375	5.2	1,921	1,720	0.70	0.38
3	青森市	293,066	35	1,198	694	1,167	6.8	2,318	1,941	0.98	0.58
4	八戸市	235,878	32	1,037	540	1,000	6.3	2,672	1,970	1.17	0.63
5	盛岡市	294,106	38	1,147	646	1,126	7.1	2,429	1,880	1.11	0.63
6	秋田市	317,104	39	1,402	740	1,380	7.7	2,432	1,977	1.04	0.56
7	郡山市	327,307	38	1,735	732	1,660	7.3	2,236	1,926	1.00	0.44
8	いわき市	331,920	37	1,824	849	1,685	7.4	2,236	2,006	0.87	0.44
9	宇都宮市	521,820	45	2,010	1,095	1,968	9.9	1,902	2,206	0.91	0.50
10	前橋市	339,366	38	1,442	771	1,405	7.3	2,164	1,933	0.95	0.52
11	高崎市	375,491	38	1,647	849	1,575	7.3	1,951	1,928	0.86	0.47
12	川越市	350,223	36	1,097	656	1,041	6.9	1,978	1,924	1.06	0.67
13	越谷市	336,565	32	1,005	580	953	5.4	1,612	1,695	0.94	0.57
14	船橋市	626,809	50	2,033	1,149	1,992	10.5	1,669	2,093	0.91	0.53
15	柏市	409,001	36	1,313	784	1,264	6.7	1,637	1,860	0.85	0.53
16	八王子市	562,795	40	1,962	1,123	1,913	7.8	1,395	1,962	0.70	0.41
17	横須賀市	414,664	41	1,445	859	1,406	9.2	2,221	2,247	1.07	0.66
18	富山市	419,123	40	1,728	1,041	1,696	8.4	2,002	2,098	0.81	0.49
19	金沢市	454,356	38	1,735	1,058	1,706	9.6	2,108	2,521	0.91	0.56
20	長野市	383,512	39	1,624	907	1,569	7.8	2,034	2,001	0.86	0.50
21	岐阜市	413,995	38	1,599	876	1,516	8.6	2,086	2,272	0.99	0.57
22	豊橋市	378,485	36	1,225	759	1,181	7.0	1,861	1,957	0.93	0.60
23	岡崎市	382,784	37	1,238	783	1,184	7.1	1,866	1,931	0.91	0.60
24	豊田市	422,571	45	1,940	1,395	1,867	9.3	2,202	2,068	0.67	0.50
25	大津市	342,434	38	1,172	685	1,153	7.0	2,054	1,851	1.03	0.61
26	豊中市	403,030	36	1,466	847	1,431	7.2	1,795	2,009	0.85	0.51
27	高槻市	355,209	34	1,179	689	1,163	7.0	1,962	2,050	1.01	0.60
28	枚方市	406,133	32	1,352	774	1,330	7.1	1,747	2,217	0.92	0.53
29	東大阪市	496,659	38	2,082	1,093	2,058	8.5	1,719	2,247	0.78	0.41
30	姫路市	541,497	47	2,161	1,248	2,091	10.9	2,019	2,326	0.88	0.52
31	尼崎市	463,940	42	2,026	1,015	2,021	8.8	1,904	2,104	0.87	0.44
32	西宮市	484,892	41	1,734	1,021	1,706	9.3	1,921	2,272	0.91	0.55
33	奈良市	362,074	39	1,275	756	1,256	7.5	2,071	1,923	0.99	0.60
34	和歌山市	375,269	38	1,484	788	1,474	9.0	2,410	2,380	1.15	0.61
35	倉敷市	483,970	43	1,882	1,099	1,816	9.5	1,956	2,202	0.86	0.52
36	呉市	232,925	32	1,102	595	1,080	6.3	2,684	1,954	1.05	0.58
37	福山市	471,974	40	1,722	1,014	1,664	8.7	1,836	2,167	0.85	0.52
38	下関市	272,360	34	1,291	678	1,261	6.4	2,334	1,869	0.94	0.50
39	高松市	429,451	40	1,635	922	1,566	8.2	1,911	2,052	0.89	0.52
40	松山市	517,057	43	1,907	1,031	1,848	9.0	1,742	2,094	0.87	0.49
41	高知市	336,052	34	1,556	821	1,534	6.7	1,984	1,961	0.81	0.43
42	久留米市	306,700	38	1,446	687	1,429	7.0	2,293	1,851	1.02	0.49
43	長崎市	435,525	40	2,117	1,032	2,063	8.9	2,039	2,220	0.86	0.43
44	佐世保市	258,466	33	1,222	636	1,175	6.4	2,459	1,926	1.00	0.54
45	大分市	479,340	44	1,698	993	1,648	9.7	2,030	2,212	0.98	0.59
46	宮崎市	405,681	40	1,638	905	1,600	8.3	2,054	2,083	0.92	0.52
47	鹿児島市	607,382	50	2,509	1,334	2,405	11.9	1,967	2,389	0.90	0.50
48	那覇市	324,169	40	1,461	646	1,414	8.2	2,533	2,053	1.27	0.58
						中核市平均		2,049	2,053	0.93	0.53

２１　旭川市議会会期

			平成25			26			27			28			29		
			回数	会期日数	会議日数	回数	会期日数	会議日数	回数	会期日数	会議日数	回数	会期日数	会議日数	回数	会期日数	会議日数
本会議		定例会	4	83	26	4	86	26	4	91	26	4	90	26	4	85	26
		臨時会	2	4	3	2	2	2	3	7	5	2	2	2	2	4	3
		計	6	87	29	6	88	28	7	98	31	6	92	28	6	89	29
委員会	常任委員会	総務			11			12			14			13			13
		民生			12			14			14			14			10
		経済文教			13			12			11			11			10
		建設公営企業			13			12			10			11			10
		計	0	0	49	0	0	50	0	0	49	0	0	49	0	0	43
	議会運営委員会				22			28			23			17			25
	特別委員会	予算（含補正）			27			27			24			24			24
		決算			14			14			14			14			14
		その他			9			0			20			16			20
		計	0	0	50	0	0	41	0	0	58	0	0	54	0	0	58
代表者会議	議会運営委員会				28			22			15			23			22
	特別委員会	予算（含補正）			8			8			6			6			6
		決算			2			2			8			2			2
		その他			7			0			23			14			22
		計	0	0	17	0	0	10	0	0	37	0	0	22	0	0	30
その他	広聴広報委員会				20			20			14			18			14
	各派会長会議				13			14			12			11			9
	議員協議会				0			0			2			0			0
	議員協議会各会派代表者会議				0			0			6			0			0
	正副委員長会議				1			0			1			0			2
	議員定数及び報酬に関する検討会議				2			—			—			—			—
	議会棟のあり方に関する検討会議				—			4			—			—			—
	議会機能の整備に関する検討会議				—			—			4			5			—
	計		0	0	36	0	0	38	0	0	39	0	0	29	0	0	25
合計			6	87	231	6	88	217	7	98	252	6	92	222	6	89	232

※議会運営委員会及び特別委員会の会議日数には，代表者会議の日数を含んでいない。

２２　中核市の財政状況

⑴　主要財政指標（平成２８年度普通会計決算）

No.	都市名	財政力指数	順位	経常収支比率	順位	実質公債費比率	順位	将来負担比率	順位	ラスパイレス指数	順位
1	旭川市	0.51	46	93.6	29	7.4	29	93.5	30	98.7	43
2	函館市	0.46	48	88.9	8	7.5	30	62.9	20	97.7	47
3	青森市	0.55	44	93.4	28	14.6	47	110.7	33	98.9	40
4	八戸市	0.66	37	90.6	15	10.7	40	126.7	36	99.3	39
5	盛岡市	0.73	34	92.3	24	9.6	37	68.6	24	100.2	27
6	秋田市	0.66	37	91.4	20	10.6	39	87.0	28	99.6	35
7	郡山市	0.79	28	90.6	15	5.1	18	―	―	101.8	6
8	いわき市	0.75	31	85.0	2	9.4	36	32.1	11	101.6	9
9	宇都宮市	0.98	3	92.9	26	4.4	13	7.5	2	101.7	8
10	前橋市	0.80	23	98.0	44	8.3	33	64.6	21	100.1	31
11	高崎市	0.85	15	93.7	30	6.1	21	31.0	10	99.9	33
12	川越市	0.97	4	95.7	38	5.4	19	66.6	22	102.6	2
13	越谷市	0.92	9	89.2	10	7.6	31	49.9	17	104.1	1
14	船橋市	0.96	6	96.6	40	▲ 0.1	3	―	―	100.2	27
15	柏市	0.95	7	91.3	19	4.3	12	―	―	101.9	5
16	八王子市	0.95	7	88.8	6	▲ 0.6	2	―	―	98.4	45
17	横須賀市	0.80	23	100.1	47	6.4	24	49.0	16	100.8	18
18	富山市	0.80	23	92.6	25	12.9	44	123.2	35	101.1	16
19	金沢市	0.83	17	90.9	17	7.9	32	68.4	23	99.4	38
20	長野市	0.72	35	89.8	11	2.1	6	33.8	12	100.2	27
21	岐阜市	0.85	15	93.9	31	4.6	15	―	―	101.8	6
22	豊橋市	0.97	4	89.8	11	5.5	20	48.0	15	98.7	43
23	岡崎市	1.00	2	86.9	4	▲ 1.4	1	―	―	101.1	16
24	豊田市	1.30	1	66.5	1	3.9	10	―	―	100.5	22
25	大津市	0.81	21	91.9	23	4.4	13	18.9	6	102.5	3
26	豊中市	0.91	10	94.7	32	6.4	24	8.8	4	100.2	27
27	高槻市	0.80	23	94.9	33	0.3	5	―	―	98.8	41
28	枚方市	0.80	23	94.9	33	▲ 0.1	3	―	―	99.6	35
29	東大阪市	0.75	31	95.1	35	4.7	16	8.5	3	100.8	18
30	姫路市	0.87	13	86.1	3	4.7	16	0.7	1	101.6	9
31	尼崎市	0.82	18	97.3	41	13.9	46	112.3	34	99.6	35
32	西宮市	0.91	10	95.9	39	3.9	10	29.1	9	101.4	14
33	奈良市	0.76	30	100.9	48	13.1	45	166.1	38	101.3	15
34	和歌山市	0.81	21	95.6	37	11.6	42	108.4	32	100.4	24
35	倉敷市	0.86	14	88.7	5	6.3	23	42.6	14	101.6	9
36	呉市	0.61	41	97.7	43	11.3	41	91.0	29	100.3	26
37	福山市	0.82	18	88.8	6	3.3	8	―	―	101.5	13
38	下関市	0.55	44	98.7	45	9.9	38	93.8	31	101.6	9
39	高松市	0.82	18	91.8	21	9.0	35	69.9	25	102.1	4
40	松山市	0.75	31	89.8	11	6.7	27	59.5	19	93.4	48
41	高知市	0.59	42	99.1	46	14.9	48	162.6	37	100.6	20
42	久留米市	0.66	37	95.3	36	3.6	9	20.4	7	100.6	20
43	長崎市	0.57	43	97.3	41	6.5	26	77.9	26	98.8	41
44	佐世保市	0.51	46	91.2	18	6.7	27	16.6	5	99.7	34
45	大分市	0.89	12	91.8	21	6.1	21	36.6	13	100.1	31
46	宮崎市	0.65	40	93.2	27	8.8	34	55.9	18	100.5	22
47	鹿児島市	0.71	36	89.1	9	3.2	7	24.2	8	100.4	24
48	那覇市	0.77	29	89.8	11	12.8	43	81.8	27	97.9	46
中核市平均		0.79	―	92.3	―	6.8	―	63.4	―	―	―
全国市町村平均		0.50	―	92.5	―	6.9	―	34.5	―	―	―

指標の説明

○財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で，基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値。

財政力指数が高いほど，普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

○経常収支比率

地方税，普通交付税のように使途が特定されておらず，毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち，人件費，扶助費，公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。

○実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去３年間の平均値で，借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し，資金繰りの程度を表す指標のこと。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については，市町村・都道府県とも２５％とし，財政再生基準については，市町村・都道府県とも３５％としている。

○将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め，当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し，将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については，実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し，市町村（政令指定都市は除く）は３５０％，都道府県及び政令指定都市は４００％としている。

○ラスパイレス指数

国家公務員行政職俸給表（一）の適用者の俸給月額を１００とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準。

職員構成を学歴別，経験年数別に区分し，地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであり，地方公共団体の仮定給料総額（地方公共団体の学歴別，経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和）を国の実俸給総額で除して得る加重平均。

⑵　市民１人当たりの主な歳入歳出額（平成２７年度普通会計決算）

No.	団体名	歳入総額（円）	うち市税歳入（円）	市税の割合（%）	歳出総額（円）	人件費（円）	割合（%）	扶助費（円）	割合（%）	公債費（円）	割合（%）	地方債現在高（円）	積立金現在高（円）
1	旭川市	459,185	113,988	24.8	455,481	57,639	12.7	144,295	31.7	52,494	11.5	528,601	33,224
2	函館市	522,283	119,488	22.9	511,959	66,851	13.1	151,008	29.5	60,208	11.8	545,750	53,619
3	青森市	408,722	117,676	28.8	398,126	40,925	10.3	135,994	34.2	57,597	14.5	542,024	45,118
4	八戸市	439,645	127,984	29.1	423,860	42,794	10.1	105,493	24.9	38,339	9.0	417,179	63,703
5	盛岡市	389,959	143,290	36.7	382,761	56,222	14.7	97,282	25.4	43,963	11.5	448,992	43,723
6	秋田市	442,113	137,511	31.1	435,263	66,755	15.3	98,806	22.7	47,652	10.9	448,074	83,943
7	郡山市	530,016	142,943	27.0	507,191	46,170	9.1	66,315	13.1	30,696	6.1	259,577	92,063
8	いわき市	549,439	148,185	27.0	507,670	58,502	11.5	82,556	16.3	36,652	7.2	384,079	224,627
9	宇都宮市	385,178	176,164	45.7	377,209	58,398	15.5	94,479	25.0	28,811	7.6	226,224	71,818
10	前橋市	425,053	153,831	36.2	414,151	60,806	14.7	85,525	20.7	45,523	11.0	446,938	51,185
11	高崎市	438,613	158,877	36.2	419,505	55,049	13.1	84,915	20.2	35,698	8.5	363,188	52,604
12	川越市	313,276	158,675	50.7	297,099	51,668	17.4	76,776	25.8	25,088	8.4	280,686	21,974
13	越谷市	298,552	140,041	46.9	283,011	52,436	18.5	71,032	25.1	23,567	8.3	226,877	17,237
14	船橋市	324,331	155,593	48.0	317,780	55,693	17.5	78,309	24.6	18,125	5.7	236,608	42,839
15	柏市	320,910	157,938	49.2	308,944	53,329	17.3	72,172	23.4	30,523	9.9	237,212	60,300
16	八王子市	348,550	160,657	46.1	339,888	48,730	14.3	117,975	34.7	22,535	6.6	230,207	38,529
17	横須賀市	348,426	147,694	42.4	339,033	65,883	19.4	79,828	23.5	38,373	11.3	421,247	39,894
18	富山市	412,216	170,168	41.3	404,682	58,985	14.6	71,665	17.7	62,382	15.4	586,518	38,325
19	金沢市	381,800	174,241	45.6	375,381	50,209	13.4	92,058	24.5	58,714	15.6	495,608	32,417
20	長野市	423,364	151,649	35.8	409,050	59,914	14.6	73,700	18.0	37,517	9.2	392,680	92,053
21	岐阜市	386,238	158,714	41.1	366,151	61,259	16.7	88,052	24.0	30,846	8.4	322,448	88,628
22	豊橋市	323,773	167,269	51.7	311,967	52,001	16.7	84,934	27.2	28,323	9.1	263,767	21,877
23	岡崎市	323,320	174,876	54.1	309,398	51,016	16.5	69,417	22.4	16,605	5.4	164,888	78,953
24	豊田市	459,045	281,504	61.3	441,735	69,210	15.7	62,942	14.2	32,140	7.3	172,610	176,740
25	大津市	342,274	145,093	42.4	336,685	58,806	17.5	92,367	27.4	31,864	9.5	339,107	45,531
26	豊中市	363,674	166,253	45.7	355,115	66,117	18.6	108,151	30.5	29,387	8.3	221,764	32,240
27	高槻市	331,787	140,785	42.4	327,309	56,944	17.4	94,166	28.8	19,577	6.0	145,756	109,762
28	枚方市	332,861	137,601	41.3	327,549	53,172	16.2	99,721	30.4	27,519	8.4	244,386	73,162
29	東大阪市	419,101	151,168	36.1	414,338	55,794	13.5	147,840	35.7	33,459	8.1	375,481	48,420
30	姫路市	399,121	177,262	44.4	386,087	60,845	15.8	92,088	23.9	42,921	11.1	366,198	97,809
31	尼崎市	436,713	166,960	38.2	435,557	59,070	13.6	152,531	35.0	57,349	13.2	560,621	33,411
32	西宮市	357,562	173,907	48.6	351,842	68,460	19.5	94,939	27.0	36,803	10.5	309,536	55,604
33	奈良市	352,142	142,943	40.6	346,959	66,327	19.1	94,742	27.3	50,425	14.5	587,771	24,112
34	和歌山市	395,537	154,871	39.2	392,769	68,579	17.5	114,348	29.1	43,579	11.1	454,314	33,165
35	倉敷市	388,813	169,276	43.5	375,216	58,606	15.6	97,829	26.1	33,776	9.0	356,711	57,216
36	呉市	472,927	132,228	28.0	463,698	81,775	17.6	96,371	20.8	62,637	13.5	574,605	59,489
37	福山市	364,779	153,907	42.2	352,632	57,446	16.3	94,241	26.7	39,627	11.2	311,567	71,960
38	下関市	474,022	122,215	25.8	462,832	78,908	17.0	98,424	21.3	58,467	12.6	580,046	71,005
39	高松市	380,809	147,721	38.8	364,758	69,518	19.1	91,581	25.1	38,280	10.5	366,094	53,857
40	松山市	368,889	130,671	35.4	357,419	48,789	13.7	112,229	31.4	31,329	8.8	335,537	90,726
41	高知市	463,113	132,697	28.7	456,445	60,732	13.3	149,677	32.8	67,994	14.9	575,205	46,566
42	久留米市	471,575	130,358	27.6	465,860	46,835	10.1	120,787	25.9	40,006	8.6	471,445	70,339
43	長崎市	486,094	127,007	26.1	473,578	62,802	13.3	168,531	35.6	49,136	10.4	579,138	102,453
44	佐世保市	472,608	111,947	23.7	454,659	66,826	14.7	118,679	26.1	49,893	11.0	426,906	87,645
45	大分市	354,255	159,381	45.0	343,908	58,667	17.1	99,986	29.1	41,449	12.1	369,597	60,199
46	宮崎市	403,674	128,473	31.8	394,351	52,824	13.4	124,086	31.5	53,853	13.7	478,120	79,857
47	鹿児島市	413,052	140,808	34.1	395,934	53,119	13.4	129,861	32.8	41,515	10.5	461,198	83,543
48	那覇市	450,685	139,906	31.0	436,230	54,345	12.5	151,401	34.7	40,325	9.2	428,671	63,216
中核市平均		403,127	150,467	38.3	391,855	58,453	14.9	102,710	26.2	40,074	10.2	386,703	64,931

２３　道内主要市の財政状況

⑴　主要財政指標（平成２８年度普通会計決算）

No.	団体名	財政力指数	順位	経常収支比率	順位	実質公債費比率	順位	将来負担比率	順位	ラスパイレス指数	順位
1	旭川市	0.51	6	93.6	5	7.4	3	93.5	7	98.7	6
2	札幌市	0.73	2	94.7	7	3.7	1	59.0	3	100.0	2
3	函館市	0.46	7	88.9	2	7.5	4	62.9	5	97.7	9
4	小樽市	0.43	10	99.3	10	8.3	5	61.7	4	96.7	10
5	室蘭市	0.61	3	95.2	8	10.1	9	58.2	2	99.6	4
6	釧路市	0.45	8	97.4	9	11.1	10	111.5	8	99.9	3
7	帯広市	0.57	4	92.0	4	8.5	6	112.0	9	100.5	1
8	北見市	0.45	8	91.5	3	10.0	8	138.8	10	98.0	8
9	苫小牧市	0.77	1	88.5	1	6.1	2	73.7	6	99.3	5
10	江別市	0.53	5	94.0	6	9.4	7	31.5	1	98.5	7
道内主要市平均		0.55	―	93.5	―	8.2	―	80.3	―	―	―
道内市町村平均		0.26	―	84.6	―	9.2	―	66.0	―	―	―

⑵　市民１人当たりの主な歳入歳出額（平成２７年度普通会計決算）

No.	団体名	歳入総額（円）	うち市税歳入（円）	市税の割合（%）	歳出総額（円）	人件費（円）	割合（%）	扶助費（円）	割合（%）	公債費（円）	割合（%）	地方債現在高（円）	積立金現在高（円）
1	旭川市	459,185	113,988	24.8	455,481	57,639	12.7	144,295	31.7	52,494	11.5	528,601	33,224
2	札幌市	455,772	147,239	32.3	452,056	49,534	11.0	142,116	31.4	42,341	9.4	505,099	31,711
3	函館市	522,283	119,488	22.9	511,959	66,851	13.1	151,008	29.5	60,208	11.8	545,750	53,619
4	小樽市	479,235	108,377	22.6	462,986	76,638	16.6	138,358	29.9	46,593	10.1	430,419	33,532
5	室蘭市	524,182	151,307	28.9	514,372	65,170	12.7	133,074	25.9	52,208	10.1	591,283	116,825
6	釧路市	557,111	117,327	21.1	546,731	71,142	13.0	152,796	27.9	71,310	13.0	730,627	54,161
7	帯広市	494,970	128,857	26.0	489,969	67,024	13.7	125,408	25.6	52,715	10.8	571,508	27,983
8	北見市	602,781	116,079	19.3	598,796	71,672	12.0	85,100	14.2	65,546	10.9	797,794	101,627
9	苫小牧市	464,656	156,878	33.8	456,290	53,425	11.7	124,085	27.2	40,345	8.8	456,584	48,498
10	江別市	395,760	101,190	25.6	389,703	54,079	13.9	83,919	21.5	35,540	9.1	315,840	55,294
道内主要市平均		495,594	126,073	25.7	487,834	63,317	13.0	128,016	26.2	51,930	10.6	547,350	55,647

２４　平均消費者物価地域差指数

全国平均＝100.0

	平成26年	平成27年	平成28年
札　幌　市	98.7	99.7	99.1
青　森　市	99.3	99.6	98.9
盛　岡　市	97.8	99.7	99.0
仙　台　市	98.4	98.6	98.7
秋　田　市	98.1	98.6	97.7
山　形　市	100.2	101.1	100.4
福　島　市	101.3	102.1	101.2
水　戸　市	99.0	99.7	98.4
宇都宮市	100.6	100.8	99.4
前　橋　市	97.2	97.2	95.9
さいたま市	103.0	102.3	103.1
千　葉　市	100.0	100.2	100.7
東京都区部	106.1	102.0	105.2
横　浜　市	104.8	102.7	104.9
新　潟　市	99.0	99.7	99.3
富　山　市	98.3	99.4	98.8
金　沢　市	99.7	101.4	100.6
福　井　市	98.7	100.1	99.0
甲　府　市	98.6	99.6	98.9
長　野　市	97.2	98.2	97.2
岐　阜　市	98.2	99.2	98.0
静　岡　市	99.3	99.1	99.1
名古屋市	99.9	99.8	99.4
津　　市	98.7	98.5	98.3
大　津　市	100.2	101.2	100.4
京　都　市	101.3	101.0	100.9
大　阪　市	101.2	100.6	100.7
神　戸　市	101.3	101.5	101.5
奈　良　市	97.1	97.3	96.0
和歌山市	100.5	100.4	99.9
鳥　取　市	97.8	98.9	98.0
松　江　市	100.2	101.3	100.5
岡　山　市	99.1	99.6	98.5
広　島　市	98.5	100.0	99.0
山　口　市	98.9	100.2	99.0
徳　島　市	98.6	100.3	99.8
高　松　市	98.4	99.6	98.9
松　山　市	97.6	99.5	98.3
高　知　市	98.6	100.1	99.2
福　岡　市	97.7	99.3	97.6
佐　賀　市	96.7	98.0	96.5
長　崎　市	100.3	101.9	101.8
熊　本　市	98.9	99.5	98.6
大　分　市	98.3	99.6	98.0
宮　崎　市	96.8	98.1	96.9
鹿児島市	98.1	97.9	96.6
那　覇　市	99.1	100.0	99.1
川　崎　市	105.0	102.6	105.4
相模原市	－	102.9	104.0
浜　松　市	97.8	98.1	97.7
堺　　市	100.6	100.8	99.9
北九州市	97.1	98.6	97.2

【資料】総務省統計局

２５　地域別消費者物価指数

平成27年＝100

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
全国	96.2	96.6	99.2	100.0	99.9
北海道	95.8	96.7	99.6	100.0	99.6
東北	96.1	96.7	99.7	100.0	99.7
関東	96.3	96.7	99.2	100.0	99.8
北陸	96.1	96.2	99.1	100.0	99.9
東海	96.2	96.5	99.2	100.0	99.7
近畿	96.2	96.5	99.1	100.0	100.1
中国	96.4	96.5	99.1	100.0	100.0
四国	96.1	96.3	99.1	100.0	100.0
九州	96.0	96.3	98.9	100.0	100.3
沖縄	96.7	97.0	99.4	100.0	100.1

【資料】総務省統計局

２６　旭川市の商業，工業，農業の現況

（単位：百万円）

			平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	参考資料
商　業	大型店売上高	販売総額	74,429	74,457	76,747	75,546	72,554	（北海道経済産業局調査）
工　業	製造品出荷額等 ※従業者４人以上の事業所	総額	167,912	183,701	193,068	－	－	工業統計調査
		食料品・飲料・たばこ・飼料	57,183	64,362	67,749	－	－	
		木材・木製品	5,769	6,634	8,148	－	－	
		家具・装備品	7,336	4,547	5,086	－	－	
		パルプ・紙・紙加工品	27,697	30,907	31,564	－	－	
		印刷・同関連	7,567	8,710	8,562	－	－	
		その他	62,360	68,541	71,959	－	－	
農　業	農業生産額	総額	13,333	13,636	14,648	13,997	13,113	（旭川市農政部調査）
		水稲	7,253	7,713	8,653	7,737	7,075	
		野菜	1,716	1,766	1,667	1,695	1,706	
		畜産	2,949	2,976	3,226	3,394	3,293	
		畑作等	1,415	1,181	1,102	1,171	1,039	

２７　旭川市内の民間企業の初任給

（単位：円）

			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	参考資料
事務系大卒	全業種平均	男子	181,550	174,475	184,014	176,098	189,768	198,900	（旭川商工会議所調査）
		女子	χ	χ	χ	χ	χ	χ	
	地元企業	男子	172,967	173,433	171,800	176,549	189,768	196,867	
		女子	χ	χ	χ	χ	ー	ー	
	出先企業	男子	χ	χ	193,175	χ	ー	χ	
		女子	ー	χ	ー	χ	χ	χ	

※　調査対象：平成17年度までは旭川商工会議所会員で旭川市内に所在する常雇用従業員10人以上の企業，
　平成18年度からは全会員

※　サンプル件数2件以下はχとする。ーはサンプルなし。

２８　地域ブロック別人口１人当たりの県民所得

（単位：千円，％）

地域ブロック		平成22	23	24	25	26
北海道・東北		2,443	2,436	2,534	2,624	2,644
	前年比	2.4	▲ 0.3	4.1	3.5	0.8
	指数（北海道＝100）	99.2	98.9	102.2	103.2	103.3
	指数（全県計＝100）	83.5	82.3	85.1	85.9	86.5
関東		3,329	3,371	3,348	3,438	3,415
	前年比	1.9	1.3	▲ 0.7	2.7	▲ 0.7
	指数（北海道＝100）	135.2	136.8	135.0	135.2	133.4
	指数（全県計＝100）	113.7	113.9	112.4	112.5	111.7
中部		3,012	3,063	3,175	3,267	3,252
	前年比	3.1	1.7	3.6	2.9	▲ 0.5
	指数（北海道＝100）	122.3	124.4	128.0	128.5	127.0
	指数（全県計＝100）	102.9	103.5	106.6	106.9	106.4
近畿		2,842	2,854	2,855	2,903	2,936
	前年比	2.6	0.4	0.1	1.7	1.1
	指数（北海道＝100）	115.5	115.8	115.1	114.2	114.7
	指数（全県計＝100）	97.1	96.4	95.9	95.0	96.0
中国		2,707	2,804	2,776	2,866	2,900
	前年比	3.1	1.7	3.6	2.9	▲ 0.5
	指数（北海道＝100）	110.0	113.8	111.9	112.8	113.3
	指数（全県計＝100）	92.5	94.7	93.2	93.8	94.9
四国		2,566	2,644	2,584	2,659	2,691
	前年比	1.5	3.6	▲ 1.0	3.3	1.2
	指数（北海道＝100）	104.2	107.3	104.2	104.6	105.1
	指数（全県計＝100）	87.7	89.3	86.8	87.0	88.0
九州		2,471	2,474	2,480	2,517	2,513
	前年比	3.5	0.1	0.2	1.5	▲ 0.1
	指数（北海道＝100）	100.4	100.4	100.0	99.0	98.2
	指数（全県計＝100）	84.4	83.6	83.3	82.3	82.2
全県計		2,927	2,960	2,978	3,056	3,057
	前年比	2.4	1.1	0.6	2.6	0.0
	指数（北海道＝100）	118.9	120.1	120.1	120.2	119.4
	指数（全県計＝100）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
（参考）北海道		2,462	2,463	2,480	2,542	2,560
	前年比	1.8	0.1	0.7	2.5	0.7
	指数（北海道＝100）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	指数（全県計＝100）	84.1	83.2	83.3	83.2	83.7
札幌市		2,569	2,592	2,575	2,617	2,612
	前年比	▲ 0.8	0.9	▲ 0.7	1.7	▲ 0.2
	指数（北海道＝100）	104.4	105.2	103.8	102.9	102.0
	指数（全県計＝100）	87.8	87.6	86.4	85.6	85.4

【資料】内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

２９　地域別求人倍率

有効求人倍率

年平均

	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
全国	0.88	0.47	0.52	0.65	0.80	0.93	1.09	1.20	1.36
北海道	0.44	0.37	0.41	0.47	0.59	0.74	0.86	0.96	1.04
東北	0.60	0.35	0.43	0.56	0.86	1.02	1.13	1.21	1.31
南関東	1.01	0.53	0.52	0.64	0.79	0.94	1.13	1.27	1.46
北関東・甲信	1.06	0.45	0.55	0.68	0.82	0.87	1.05	1.15	1.29
北陸	0.97	0.50	0.61	0.79	0.93	1.06	1.27	1.37	1.50
東海	1.32	0.50	0.59	0.77	0.97	1.11	1.33	1.41	1.53
近畿	0.87	0.49	0.52	0.63	0.74	0.87	1.01	1.11	1.27
中国	1.02	0.58	0.64	0.81	0.92	1.04	1.23	1.37	1.56
四国	0.82	0.57	0.63	0.80	0.85	0.98	1.11	1.19	1.38
九州	0.60	0.40	0.45	0.55	0.66	0.75	0.88	1.02	1.19

年度平均

	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
旭川	0.40	0.37	0.46	0.55	0.70	0.80	0.85	0.96	1.00
全国	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39
北海道	0.43	0.37	0.42	0.50	0.62	0.79	0.88	0.98	1.07
東北	0.52	0.35	0.46	0.63	0.92	1.05	0.81	1.23	1.34
南関東	0.90	0.48	0.55	0.67	0.82	1.00	1.10	1.32	1.49
北関東・甲信	0.88	0.43	0.59	0.71	0.83	0.92	1.28	1.18	1.34
北陸	0.82	0.49	0.66	0.82	0.94	1.13	0.94	1.38	1.55
東海	1.06	0.47	0.64	0.82	0.99	1.18	1.22	1.44	1.57
近畿	0.78	0.46	0.55	0.66	0.77	0.92	1.45	1.15	1.31
中国	0.90	0.56	0.69	0.84	0.93	1.10	1.08	1.42	1.60
四国	0.76	0.55	0.68	0.82	0.86	1.03	0.97	1.24	1.40
九州	0.54	0.39	0.48	0.57	0.67	0.78	1.16	1.05	1.24

【資料】厚生労働省　職業安定業務統計（一般職業紹介状況）
北海道労働局　安定所別月間有効求人倍率（常用）の推移

新規求人倍率

年平均

	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
全国	1.25	0.79	0.89	1.05	1.28	1.46	1.66	1.80	2.04
北海道	0.65	0.59	0.64	0.72	0.89	1.09	1.21	1.33	1.47
東北	0.89	0.65	0.76	0.96	1.37	1.49	1.60	1.69	1.83
南関東	1.47	0.85	0.90	1.06	1.32	1.57	1.82	2.03	2.32
北関東・甲信	1.44	0.78	0.94	1.10	1.30	1.38	1.57	1.69	1.89
北陸	1.32	0.85	1.01	1.21	1.39	1.57	1.81	1.90	2.09
東海	1.81	0.83	1.00	1.22	1.49	1.73	1.99	2.10	2.30
近畿	1.27	0.81	0.89	1.02	1.22	1.42	1.59	1.73	1.97
中国	1.49	0.99	1.11	1.31	1.49	1.68	1.92	2.11	2.36
四国	1.22	0.94	1.04	1.25	1.33	1.53	1.67	1.79	2.05
九州	0.90	0.69	0.77	0.89	1.07	1.20	1.35	1.52	1.76

年度平均

	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
全国	1.08	0.79	0.93	1.11	1.32	1.53	1.69	1.86	2.08
北海道	0.61	0.60	0.66	0.76	0.94	1.14	1.23	1.38	1.51
東北	0.78	0.67	0.79	1.08	1.41	1.53	1.62	1.72	1.87
南関東	1.27	0.82	0.95	1.11	1.38	1.65	1.86	2.11	2.36
北関東・甲信	1.17	0.80	0.99	1.16	1.31	1.44	1.59	1.74	1.95
北陸	1.12	0.88	1.07	1.27	1.41	1.66	1.84	1.93	2.15
東海	1.38	0.86	1.06	1.31	1.52	1.84	2.01	2.15	2.35
近畿	1.11	0.80	0.93	1.07	1.27	1.48	1.61	1.79	2.03
中国	1.30	1.00	1.17	1.36	1.52	1.77	1.95	2.18	2.39
四国	1.13	0.94	1.10	1.29	1.36	1.60	1.68	1.86	2.08
九州	0.82	0.70	0.80	0.93	1.10	1.24	1.40	1.57	1.82

３０　中核市の行政委員会委員の報酬額

(1)　教育委員会

（単位：円）

No.	団体名	委員			適用年月日
		区分	報酬額	順位	
1	旭川市	月額	110,000	22	H23.8.1
2	函館市	月額	104,000	27	H9.1.1
3	青森市	月額	105,400	26	H28.4.1
4	八戸市	月額	127,600	15	H9.4.1
5	盛岡市	月額	94,800	36	H20.4.1
6	秋田市	月額 日額	67,000 10,000	―	H24.4.1
7	郡山市	月額	108,500	24	H8.4.1
8	いわき市	月額	120,000	16	H9.7.1
9	宇都宮市	月額	102,500	28	H16.4.1
10	前橋市	月額	98,000	34	H7.4.1
11	高崎市	月額	82,100	39	H16.4.1
12	川越市	月額	79,800	40	H6.10.1
13	越谷市	月額	76,900	41	H29.4.1
14	船橋市	月額	111,000	21	H8.4.1
15	柏市	月額	86,500	38	H6.4.1
16	八王子市	月額	118,000	17	H8.4.1
17	横須賀市	月額	147,500	7	H8.4.1
18	富山市	月額	99,000	32	H17.4.1
19	金沢市	月額	110,000	22	H8.4.1
20	長野市	月額	101,000	30	H8.4.1
21	岐阜市	月額	95,000	35	H29.4.1
22	豊橋市	月額	71,700	43	H16.4.1
23	岡崎市	月額	57,500	44	H29.4.1
24	豊田市	月額	89,900	37	H29.4.1
25	大津市	日額	23,500	―	H24.4.1
26	豊中市	月額	151,200	6	H24.4.1
27	高槻市	月額	198,000	1	H6.10.1
28	枚方市	月額	170,000	2	H10.4.1
29	東大阪市	月額	137,000	9	H9.4.1
30	姫路市	月額	134,000	11	H23.4.1
31	尼崎市	月額	161,000	4	H23.4.1
32	西宮市	月額	170,000	2	H21.8.1
33	奈良市	日額	14,000	―	H25.4.1
34	和歌山市	月額	137,000	9	H4.10.1
35	倉敷市	月額	99,000	32	H8.7.1
36	呉市	月額	130,000	13	H6.10.1
37	福山市	月額	144,600	8	H9.4.1
38	下関市	月額	115,000	18	H17.2.13
39	高松市	日額	16,400	―	H23.4.1
40	松山市	月額	114,000	19	H17.12.1
41	高知市	月額	160,100	5	H29.4.1
42	久留米市	月額	133,000	12	H7.12.25
43	長崎市	月額	102,000	29	H23.5.1
44	佐世保市	月額	108,000	25	H16.4.1
45	大分市	月額	127,900	14	H8.4.1
46	宮崎市	月額	74,000	42	H21.12.1
47	鹿児島市	月額	101,000	30	H18.7.1
48	那覇市	月額	113,000	20	H7.4.1

※　順位は，本市と同様の区分に属する市についてのみ付している。

⑵　選挙管理委員会　　（単位：円）

No.	団体名	委員長			委員			適用年月日
		区分	報酬額	順位	区分	報酬額	順位	
1	旭川市	月額	71,000	22	月額	45,000	34	H23.8.1
2	函館市	月額	67,000	26	月額	52,000	22	H9.1.1
3	青森市	月額	76,300	14	月額	57,400	14	H17.4.1
4	八戸市	月額	69,900	24	月額	55,200	17	H9.4.1
5	盛岡市	月額	72,200	19	月額	42,800	38	H20.4.1
6	秋田市	月額 日額	49,000 10,000	―	月額 日額	36,000 10,000	―	H24.4.1
7	郡山市	月額	65,000	28	月額	48,000	31	H8.4.1
8	いわき市	月額	68,000	25	月額	52,000	22	H9.7.1
9	宇都宮市	月額	73,500	17	月額	57,000	15	H16.4.1
10	前橋市	月額	72,000	20	月額	51,000	24	H7.4.1
11	高崎市	月額	54,100	38	月額	39,600	39	H16.4.1
12	川越市	月額	44,700	41	月額	34,400	41	H6.10.1
13	越谷市	月額	44,900	40	月額	38,400	40	H29.4.1
14	船橋市	月額	66,000	27	月額	48,000	31	H8.4.1
15	柏市	月額	61,000	32	月額	49,000	29	H6.4.1
16	八王子市	月額	83,000	9	月額	67,000	10	H8.4.1
17	横須賀市	月額	82,000	12	月額	68,500	8	H8.4.1
18	富山市	月額	82,500	11	月額	66,000	11	H17.4.1
19	金沢市	月額	90,000	7	月額	80,000	2	H8.4.1
20	長野市	月額	83,000	9	月額	70,000	5	H8.4.1
21	岐阜市	日額	27,000	―	日額	23,600	―	H29.4.1 H28.4.1
22	豊橋市	月額	53,900	39	月額	44,900	36	H16.4.1
23	岡崎市	月額	34,500	42	月額	33,400	42	H29.4.1
24	豊田市	日額	12,100	―	日額	9,800	―	H29.4.1
25	大津市	日額	28,000	―	日額	23,500	―	H24.4.1
26	豊中市	月額	74,700	15	月額	69,100	7	H24.4.1
27	高槻市	月額	59,000	33	月額	50,000	26	H6.10.1
28	枚方市	月額	71,000	22	月額	50,000	26	H10.4.1
29	東大阪市	月額	95,000	5	月額	70,000	5	H9.4.1
30	姫路市	月額	122,000	3	月額	82,000	1	H23.41
31	尼崎市	月額	142,000	1	月額	71,000	3	H23.4.1
32	西宮市	月額	132,000	2	月額	71,000	3	H21.8.1
33	奈良市	日額	21,000	―	日額	14,000	―	H25.4.1
34	和歌山市	月額	100,000	4	月額	68,000	9	H4.10.1
35	倉敷市	月額	87,000	8	月額	55,000	18	H8.7.1
36	呉市	月額	74,000	16	月額	51,000	24	H6.10.1
37	福山市	月額	62,100	31	月額	53,500	20	H9.4.1
38	下関市	月額	57,000	35	月額	45,000	34	H17.2.13
39	高松市	日額	19,700	―	日額	16,400	―	H23.4.1
40	松山市	月額	55,900	36	月額	44,400	37	H17.12.1
41	高知市	月額	58,600	34	月額	49,600	28	H29.4.1
42	久留米市	月額	55,000	37	月額	48,000	31	H7.12.25
43	長崎市	月額	71,600	21	月額	55,400	16	H23.5.1
44	佐世保市	月額	64,500	29	月額	52,600	21	H16.4.1
45	大分市	月額	73,000	18	月額	54,100	19	H8.4.1
46	宮崎市	月額	92,000	6	月額	66,000	11	H21.12.1
47	鹿児島市	月額	80,000	13	月額	63,000	13	H18.7.1
48	那覇市	月額	64,000	30	月額	49,000	29	H7.4.1

※　順位は，本市と同様の区分に属する市についてのみ付している。

⑶　公平委員会（人事委員会）　（単位：円）

No.	団体名	委員長			委員			適用年月日	摘要
		区分	報酬額	順位	区分	報酬額	順位		
1	旭川市	日額	15,000	6	日額	12,000	6	H23.8.1	
2	函館市	月額	58,000	―	月額	40,000	―	H9.1.1	
3	青森市	青森県に委託							
4	八戸市	青森県に委託							
5	盛岡市	日額	12,700	8	日額	11,600	7	H20.4.1	
6	秋田市	月額 日額	5,000 10,000	―	月額 日額	3,000 10,000	―	H24.4.1	
7	郡山市	日額	8,100	12	日額	8,100	12	H8.4.1	
8	いわき市	月額	52,000	―	月額	42,000	―	H9.7.1	
9	宇都宮市	月額	44,000	―	月額	39,000	―	H16.4.1	
10	前橋市	日額	9,600	11	日額	8,700	11	H7.4.1	
11	高崎市	月額	30,400	―	月額	25,600	―	H16.4.1	
12	川越市	年額	81,900	―	年額	66,800	―	H6.10.1	
13	越谷市	月額	31,900	―	月額	26,400	―	H29.4.1	
14	船橋市	月額	66,000	―	月額	55,000	―	H8.4.1	
15	柏市	共同設置							
16	八王子市	月額	38,000	―	月額	29,000	―	H8.4.1	
17	横須賀市	月額	56,000	―	月額	51,000	―	H8.4.1	
18	富山市	月額	17,000	―	月額	17,000	―	H17.4.1	
19	金沢市	日額	28,200	1	日額	28,200	1	H26.4.1	
20	長野市	日額	13,600	7	日額	11,000	8	H8.4.1	
21	岐阜市	日額	22,800	3	日額	18,800	3	H28.4.1 H23.4.1	
22	豊橋市	月額	32,000	―	月額	27,000	―	H16.4.1	
23	岡崎市	月額	24,300	―	月額	23,200	―	H28.4.1	
24	豊田市	日額	9,800	10	日額	9,800	10	H29.4.1	
25	大津市	日額	28,000	2	日額	23,500	2	H24.4.1	
26	豊中市	月額	51,900	―	月額	42,400	―	H28.4.1	
27	高槻市	月額	36,000	―	月額	30,000	―	H6.10.1	
28	枚方市	月額	50,000	―	月額	39,500	―	H10.4.1	
29	東大阪市	月額	74,000	―	月額	50,000	―	H9.4.1	
30	姫路市	月額	124,000	―	月額	89,000	―	H23.4.1	
31	尼崎市	月額	76,000	―	月額	64,000	―	H23.4.1	
32	西宮市	月額	60,000	―	月額	54,000	―	H21.10.1	
33	奈良市	日額	21,000	4	日額	14,000	5	H25.4.1	
34	和歌山市	月額	160,000	―	月額	137,000	―	H11.10.6	人事委員会
35	倉敷市	月額	49,000	―	月額	42,000	―	H8.7.1	
36	呉市	月額	51,000	―	月額	41,000	―	H6.10.1	
37	福山市	月額	30,600	―	月額	25,000	―	H9.4.1	
38	下関市	月額	57,000	―	月額	45,000	―	H17.2.13	
39	高松市	日額	19,700	5	日額	16,400	4	H23.4.1	
40	松山市	月額	36,800	―	月額	34,700	―	H17.12.1	
41	高知市	月額	55,600	―	月額	49,600	―	H29.4.1	
42	久留米市	月額	55,000	―	月額	48,000	―	H7.12.25	
43	長崎市	月額	61,700	―	月額	49,900	―	H23.5.1	
44	佐世保市	日額	15,600	―	日額	15,600	―	H16.4.1	
45	大分市	日額	12,700	8	日額	10,000	9	H8.4.1	
46	宮崎市	月額	92,000	―	月額	66,000	―	H21.12.1	
47	鹿児島市	月額	71,000	―	月額	63,000	―	H18.7.1	
48	那覇市	月額	45,000	―	月額	36,000	―	H7.4.1	

※　順位は，本市と同様の区分に属する市についてのみ付している。

(4) 監査委員

（単位：円）

No.	団体名	議会選出			識見選出			適用年月日
		区分	報酬額	順位	区分	報酬額	順位	
1	旭川市	月額	57,000	24	月額	165,000	11	H23.8.1
2	函館市	月額	48,000	32	月額	147,000	20	H9.1.1
3	青森市	月額	59,600	21	月額	223,400	4	H28.4.1
4	八戸市	月額	55,700	26	月額	166,900	10	H9.4.1
5	盛岡市	月額	59,300	22	月額	117,400	37	H20.4.1
6	秋田市	月額 日額	27,000 10,000	―	月額 日額	198,000 10,000	―	H24.4.1
7	郡山市	月額	60,000	19	月額	110,000	42	H8.4.1
8	いわき市	月額	68,000	8	月額	139,000	26	H9.7.1
9	宇都宮市	月額	57,500	23	月額	139,000	26	H16.4.1
10	前橋市	月額	38,500	42	月額	140,000	25	H7.4.1
11	高崎市	月額	47,800	33	月額	131,900	28	H16.4.1
12	川越市	月額	46,700	34	月額	94,600	45	H6.10.1
13	越谷市	月額	60,000	19	月額	105,400	43	H17.4.1 H29.4.1
14	船橋市	月額	63,000	13	月額	128,000	32	H8.4.1
15	柏市	月額	61,000	17	月額	130,000	29	H6.4.1
16	八王子市	月額	70,000	7	月額	130,000	29	H4.10.1 H8.4.1
17	横須賀市	月額	63,500	12	月額	145,500	21	H8.4.1
18	富山市	月額	50,000	30	月額	115,500	38	H17.4.1
19	金沢市	月額	80,000	4	月額	120,000	36	H8.4.1
20	長野市	月額	61,000	17	月額	111,000	40	H8.4.1
21	岐阜市	月額	72,600	6	月額	110,300	41	H29.4.1
22	豊橋市	月額	85,800	2	月額	224,500	3	H16.4.1
23	岡崎市	月額	37,500	43	月額	127,400	34	H29.4.1
24	豊田市	月額	66,000	10	月額	156,000	15	H13.4.1 H29.4.1
25	大津市	日額	23,500	―	日額	28,000	―	H24.4.1
26	豊中市	月額	56,000	25	月額	159,600	14	H24.4.1
27	高槻市	月額	62,000	15	月額	174,000	8	H6.10.1
28	枚方市	月額	25,900	44	月額	125,900	35	H10.4.1
29	東大阪市	月額	44,000	38	月額	164,000	12	H9.4.1
30	姫路市	月額	62,000	15	月額	156,000	15	H23.4.1
31	尼崎市	月額	63,000	13	月額	161,000	13	H23.4.1
32	西宮市	月額	80,000	4	月額	249,000	1	H21.8.1
33	奈良市	日額	14,000	―	日額	21,000	―	H25.4.1
34	和歌山市	月額	55,000	27	月額	154,000	19	H4.10.1
35	倉敷市	月額	64,000	11	月額	128,000	32	H4.4.1
36	呉市	月額	52,000	29	月額	170,000	9	H6.10.1
37	福山市	月額	45,800	36	月額	144,600	22	H9.4.1
38	下関市	月額	46,000	35	月額	100,000	44	H17.2.13
39	高松市	日額	16,400	―	月額	141,900	24	H18.4.1
40	松山市	月額	40,700	41	月額	182,700	7	H17.12.1
41	高知市	月額	45,800	36	月額	210,100	5	H29.4.1
42	久留米市	月額	67,000	9	月額	155,000	17	H17.2.5
43	長崎市	月額	85,000	3	月額	113,000	39	H23.5.1
44	佐世保市	月額	42,100	39	月額	154,200	18	H16.4.1
45	大分市	月額	55,000	27	月額	129,500	31	H8.4.1
46	宮崎市	月額	42,000	40	月額	243,000	2	H21.12.1
47	鹿児島市	月額	95,000	1	月額	187,000	6	H18.7.1
48	那覇市	月額	50,000	30	月額	143,000	23	H7.4.1

※ 順位は，本市と同様の区分に属する市についてのみ付している。

⑸　農業委員会

（単位：円）

No.	団体名	会長			副会長			部会長		
		区分	報酬額	順位	区分	報酬額	順位	区分	報酬額	順位
1	旭川市	月額	66,000	24	月額	55,000	13	月額	46,000	11
2	函館市	月額	58,000	32	―	―	―	―	―	―
3	青森市	月額	77,900	11	月額	53,300	15	月額	52,000	7
4	八戸市	月額	85,800	9	月額	55,700	12	月額	55,700	5
5	盛岡市	月額	72,200	17	月額	46,400	28	―	―	―
6	秋田市	月額 日額	34,000 10,000	―	月額 日額	32,000 10,000	―	―	―	―
7	郡山市	月額	83,000	10	―	―	―	月額	56,000	4
8	いわき市	月額	93,000	6	月額	68,000	6	月額	58,000	3
9	宇都宮市	月額	90,000	8	月額	59,000	9	―	―	―
10	前橋市	月額	124,000	1	月額	70,000	4	月額	70,000	1
11	高崎市	月額	124,000	1	月額	70,000	4	月額	70,000	1
12	川越市	月額	77,200	12	月額	51,900	21	―	―	―
13	越谷市	月額	63,500	28	月額	52,000	20	―	―	―
14	船橋市	月額	100,000	3	月額	73,000	3	―	―	―
15	柏市	月額	70,000	20	月額	63,000	7	―	―	―
16	八王子市	月額	73,000	15	―	―	―	―	―	―
17	横須賀市	月額	43,500	42	月額	32,000	34	―	―	―
18	富山市	月額	50,000	38	月額	42,000	31	月額	42,000	12
19	金沢市	月額	63,000	29	月額	53,000	16	―	―	―
20	長野市	月額	100,000	3	月額	79,000	1	―	―	―
21	岐阜市	月額	68,500	22	月額	41,700	32	月額	41,700	13
22	豊橋市	月額	60,900	30	月額	50,500	23	月額	46,300	10
23	岡崎市	月額	34,800	45	月額	31,800	36	月額	29,900	15
24	豊田市	月額	39,200	44	月額	35,100	33	月額	34,400	14
25	大津市	日額	28,000	―	―	―	―	日額	25,800	―
26	豊中市	月額	53,200	37	―	―	―	―	―	―
27	高槻市	月額	73,000	15	月額	59,000	9	―	―	―
28	枚方市	月額	71,000	18	月額	52,500	19	―	―	―
29	東大阪市	月額	64,000	27	月額	51,000	22	―	―	―
30	姫路市	年額	667,000	―	年額	566,000	―	―	―	―
31	尼崎市	月額	45,000	40	月額	43,000	30	―	―	―
32	西宮市	月額	65,000	26	月額	60,000	8	―	―	―
33	奈良市	月額	69,000	21	月額	54,000	14	―	―	―
34	和歌山市	月額	71,000	18	月額	53,000	16	―	―	―
35	倉敷市	月額	56,000	34	月額	49,000	24	―	―	―
36	呉市	月額	48,000	39	―	―	―	―	―	―
37	福山市	月額	53,500	36	月額	48,900	25	月額	48,900	8
38	下関市	月額	45,000	40	―	―	―	―	―	―
39	高松市	月額	57,500	33	月額	44,900	29	―	―	―
40	松山市	月額	59,200	31	月額	48,200	26	月額	48,200	9
41	高知市	月額	74,400	14	月額	58,100	11	―	―	―
42	久留米市	月額	55,000	35	月額	48,000	27	―	―	―
43	長崎市	月額	65,600	25	―	―	―	―	―	―
44	佐世保市	月額	67,600	23	月額	53,000	16	月額	53,000	6
45	大分市	月額	74,900	13	―	―	―	―	―	―
46	宮崎市	月額	92,000	7	月額	74,000	2	―	―	―
47	鹿児島市	月額	95,000	5	―	―	―	―	―	―
48	那覇市	月額	42,000	43	月額	32,000	34	―	―	―

※　順位は，本市と同様の区分に属する市についてのみ付している。

（単位：円）

副部会長			委員			適用年月日	団体名
区分	報酬額	順位	区分	報酬額	順位		
月額	39,000	5	月額	34,000	37	H23.8.1	旭川市
―	―	―	月額	40,000	33	H9.1.1	函館市
―	―	―	月額	46,000	18	H17.4.1	青森市
月額	47,800	3	月額	43,400	24	H9.4.1	八戸市
―	―	―	月額	42,800	26	H20.4.1	盛岡市
―	―	―	月額 日額	31,000 10,000	42	H29.7.20	秋田市
―	―	―	月額	49,000	16	H8.4.1	郡山市
月額	57,000	2	月額	55,000	10	H9.7.1	いわき市
―	―	―	月額	56,000	9	H12.1.1(会長) H9.2.1(副会長及び委員)	宇都宮市
―	―	―	月額	59,000	6	H7.4.1	前橋市
月額	61,000	1	月額	59,000	6	H28.4.1	高崎市
―	―	―	月額	42,800	26	H6.10.1	川越市
―	―	―	月額	50,000	13	H11.4.1	越谷市
―	―	―	月額	63,000	3	H8.4.1	船橋市
―	―	―	月額	58,500	8	H6.4.1	柏市
―	―	―	月額	48,000	17	H8.4.1	八王子市
―	―	―	月額	29,500	43	H8.4.1	横須賀市
―	―	―	月額	33,500	39	H17.4.1	富山市
―	―	―	月額	46,000	18	H20.7.1	金沢市
―	―	―	月額	63,000	3	H8.4.1	長野市
月額	37,400	6	月額	33,700	38	H29.4.1	岐阜市
―	―	―	月額	38,900	35	H16.4.1	豊橋市
―	―	―	月額	27,800	45	H29.4.1(会長，副会長及び部会長) H28.4.1(委員)	岡崎市
―	―	―	月額	32,300	41	H29.4.1	豊田市
―	―	―	日額	23,500	―	H24.4.1	大津市
―	―	―	月額	30,600	42	H24.4.1	豊中市
―	―	―	月額	50,000	13	H6.10.1	高槻市
―	―	―	月額	37,000	36	H10.4.1	枚方市
―	―	―	月額	42,000	28	H28.9.1	東大阪市
―	―	―	年額	490,000	―	H10.4.1	姫路市
―	―	―	月額	42,000	28	H23.4.1	尼崎市
―	―	―	月額	53,000	11	H21.10.1	西宮市
―	―	―	月額	45,000	20	H25.4.1	奈良市
―	―	―	月額	41,000	31	H4.10.1	和歌山市
―	―	―	月額	45,000	20	H8.7.1	倉敷市
―	―	―	月額	41,000	31	H6.10.1	呉市
―	―	―	月額	44,800	22	H9.4.1	福山市
―	―	―	月額	33,000	40	H21.2.13	下関市
―	―	―	月額	40,000	33	H18.4.1	高松市
月額	46,100	4	月額	41,500	30	H17.12.1	松山市
―	―	―	月額	52,600	12	H29.4.1	高知市
―	―	―	月額	43,000	25	H28.10.1	久留米市
―	―	―	月額	49,900	15	H23.5.1	長崎市
―	―	―	月額	43,500	23	H16.4.1	佐世保市
―	―	―	月額	60,700	5	H8.4.1	大分市
―	―	―	月額	66,000	1	H21.12.1	宮崎市
―	―	―	月額	64,000	2	H18.7.1	鹿児島市
―	―	―	月額	29,000	44	H17.10.1	那覇市

⑹　固定資産評価審査委員会　（単位：円）

No.	団体名	委員長			委員			適用年月日
		区分	報酬額	順位	区分	報酬額	順位	
1	旭川市	日額	9,300	32	日額	7,700	45	H7.1.1
2	函館市	日額	5,000	46	日額	5,000	46	H19.4.1
3	青森市	日額	12,600	13	日額	12,600	9	H17.4.1
4	八戸市	日額	8,800	40	日額	8,800	34	H9.4.1
5	盛岡市	日額	11,600	18	日額	10,600	23	H20.4.1
6	秋田市	日額	11,000	22	日額	9,000	31	H10.4.1
7	郡山市	日額	8,100	43	日額	8,100	41	H8.4.1
8	いわき市	日額	8,300	42	日額	8,300	40	H9.7.1
9	宇都宮市	日額	9,200	33	日額	9,200	29	H16.4.1
10	前橋市	日額	9,600	29	日額	8,700	35	H7.4.1
11	高崎市	日額	9,200	33	日額	8,700	35	H16.4.1
12	川越市	日額	9,000	36	日額	8,000	42	H6.10.1
13	越谷市	年額	58,300	―	年額	49,500	―	H29.4.1
14	船橋市	日額	10,800	23	日額	10,800	20	H8.4.1
15	柏市	日額	9,600	29	日額	9,000	31	H6.4.1
16	八王子市	日額	12,000	14	日額	12,000	12	H8.4.1
17	横須賀市	日額	14,000	7	日額	14,000	5	H8.4.1
18	富山市	日額	11,700	17	日額	11,700	16	H17.4.1
19	金沢市	日額	16,000	4	日額	16,000	4	H8.4.1
20	長野市	日額	13,600	9	日額	11,000	19	H8.4.1
21	岐阜市	日額	10,800	23	日額	10,800	20	H16.4.1
22	豊橋市	日額	9,000	36	日額	9,000	31	H16.4.1
23	岡崎市	日額	8,500	41	日額	8,500	38	H28.4.1
24	豊田市	日額	9,800	28	日額	9,800	27	H29.4.1
25	大津市	日額	28,000	1	日額	23,500	1	H24.4.1
26	豊中市	日額	12,800	12	日額	12,300	10	H9.4.1
27	高槻市	日額	16,600	3	日額	16,600	2	H6.10.1
28	枚方市	日額	12,000	15	日額	12,000	12	H10.4.1
29	東大阪市	日額	9,000	36	日額	8,500	38	H9.4.1
30	姫路市	日額	14,300	6	日額	12,100	11	H10.4.1
31	尼崎市	日額	15,200	5	日額	12,900	7	H23.4.1
32	西宮市	日額	21,200	2	日額	16,400	3	H21.10.1
33	奈良市	日額	14,000	7	日額	14,000	5	H25.4.1
34	和歌山市	日額	12,000	15	日額	12,000	12	H4.10.1
35	倉敷市	日額	11,100	20	日額	11,100	17	H8.7.1
36	呉市	日額	11,100	20	日額	11,100	17	H6.10.1
37	福山市	日額	10,500	27	日額	10,500	24	H25.4.1
38	下関市	日額	7,800	45	日額	7,800	44	H17.2.13
39	高松市	日額	9,000	36	日額	8,600	37	H18.4.1
40	松山市	日額	10,700	26	日額	10,700	22	H15.12.1
41	高知市	回	8,900	―	回	8,900	―	H16.4.1
42	久留米市	日額	9,400	31	日額	9,400	28	H7.12.25
43	長崎市	日額	10,800	23	日額	10,000	25	H23.5.1
44	佐世保市	日額	12,900	11	日額	12,900	7	H16.4.1
45	大分市	日額	9,200	33	日額	9,200	29	H8.4.1
46	宮崎市	日額	8,000	44	日額	8,000	42	H6.10.1
47	鹿児島市	日額	11,200	19	日額	10,000	25	H18.7.1
48	那覇市	日額	13,000	10	日額	12,000	12	H7.4.1

※　順位は，本市と同様の区分に属する市についてのみ付している。

３１　道内主要市の行政委員会委員の報酬額

⑴　教育委員会

（単位：円）

No.	団体名	委員			適用年月日
		区分	報酬額	順位	
1	旭川市	月額	110,000	2	H23.8.1
2	札幌市	月額	251,000	1	H4.12.1
3	函館市	月額	104,000	3	H9.1.1
4	小樽市	月額	91,000	6	H10.1.1
5	室蘭市	月額	74,000	8	H17.4.1
6	釧路市	月額	97,000	4	H17.10.11
7	帯広市	月額	96,000	5	H19.4.1
8	北見市	月額	70,000	9	H9.4.1
9	苫小牧市	月額	91,000	6	H5.12.1
10	江別市	月額	59,200	10	H16.4.1
11	北海道	月額 日額	145,500 24,000	―	H27.6.1

※　順位は，本市と同様の区分に属する市についてのみ付している。

⑵　選挙管理委員会

（単位：円）

No.	団体名	委員長			委員			
		区分	報酬額	順位	区分	報酬額	順位	適用年月日
1	旭川市	月額	71,000	1	月額	45,000	3	H23.8.1
2	札幌市	日額	32,500	―	日額	23,500	―	H23.1.1
3	函館市	月額	67,000	2	月額	52,000	1	H9.1.1
4	小樽市	月額	57,000	5	月額	40,000	5	H10.1.1
5	室蘭市	月額	37,000	9	月額	27,000	9	H17.4.1
6	釧路市	月額	59,000	3	月額	47,000	2	H17.10.11
7	帯広市	月額	59,000	3	月額	44,000	4	H19.4.1
8	北見市	月額	49,000	7	月額	33,000	7	H9.4.1
9	苫小牧市	月額	51,000	6	月額	37,000	6	H5.12.1
10	江別市	月額	42,700	8	月額	31,000	8	H16.4.1
11	北海道	月額 日額	162,500 27,000	―	月額 日額	120,000 24,000	―	H27.6.1

※　順位は，本市と同様の区分に属する市についてのみ付している。

⑶　公平委員会（人事委員会）　（単位：円）

No.	団体名	委員長			委員			適用年月日	摘要
		区分	報酬額	順位	区分	報酬額	順位		
1	旭川市	日額	15,000	1	日額	12,000	1	H23.8.1	
2	札幌市	月額	301,000	―	月額	251,000	―	H4.12.1	人事委員会
3	函館市	月額	58,000	―	月額	40,000	―	H9.1.1	
4	小樽市	日額	9,600	3	日額	8,100	3	H15.4.1	
5	室蘭市	日額	8,000	5	日額	7,000	5	H22.4.1	
6	釧路市	月額	59,000	―	月額	47,000	―	H17.10.11	
7	帯広市	日額	11,000	2	日額	11,000	2	H23.4.1	
8	北見市	月額	16,000	―	月額	14,000	―	H9.4.1	
9	苫小牧市	日額	9,600	3	日額	8,100	3	H5.12.1	
10	江別市	年額	50,400	―	年額	37,300	―	H16.4.1	
11	北海道	月額 日額	167,350 27,000	―	月額 日額	145,500 24,000	―	H27.6.1	人事委員会

※　順位は，本市と同様の区分に属する市についてのみ付している。

⑷　監査委員　（単位：円）

No.	団体名	議会選出			識見選出			適用年月日
		区分	報酬額	順位	区分	報酬額	順位	
1	旭川市	月額	57,000	3	月額	165,000	4	H23.8.1
2	札幌市	月額	70,000	1	月額	301,000	1	H4.12.1
3	函館市	月額	48,000	6	月額	147,000	8	H9.1.1
4	小樽市	月額	49,000	5	月額	250,000	2	H11.6.1
5	室蘭市	月額	29,000	10	―	常勤	―	H17.4.1
6	釧路市	月額	59,000	2	月額	160,000	5	H17.10.11
7	帯広市	月額	51,000	4	月額	158,000	6	H19.4.1
8	北見市	月額	42,000	7	月額	155,000	7	H9.4.1
9	苫小牧市	月額	39,000	9	―	常勤	―	H5.12.1
10	江別市	月額	40,300	8	月額	250,000	2	H16.4.1
11	北海道	月額 日額	70,000 24,000	―	―	常勤	―	H27.6.1

※　順位は，本市と同様の区分に属する市についてのみ付している。

⑸　農業委員会　（単位：円）

No.	団体名	会長			副会長			部会長		
		区分	報酬額	順位	区分	報酬額	順位	区分	報酬額	順位
1	旭川市	月額	66,000	3	月額	55,000	3	月額	46,000	1
2	札幌市	月額	96,000	1	月額	67,000	1	―	―	―
3	函館市	月額	58,000	5	―	―	―	―	―	―
4	小樽市	月額	53,000	7	―	―	―	―	―	―
5	室蘭市	設置なし								
6	釧路市	月額	59,000	4	―	―	―	―	―	―
7	帯広市	月額	72,000	2	月額	63,000	2	―	―	―
8	北見市	月額	58,000	5	―	―	―	―	―	―
9	苫小牧市	月額	50,000	9	―	―	―	―	―	―
10	江別市	月額	51,900	8	―	―	―	―	―	―

※　順位は，本市と同様の区分に属する市についてのみ付している。

副部会長			委員			適用年月日	団体名
区分	報酬額	順位	区分	報酬額	順位		
月額	39,000	1	月額	34,000	6	H23.8.1	旭川市
―	―	―	月額	47,000	1	H4.12.1	札幌市
―	―	―	月額	40,000	3	H9.1.1	函館市
―	―	―	月額	33,000	7	H10.1.1	小樽市
設置なし							室蘭市
―	―	―	月額	47,000	1	H17.10.11	釧路市
―	―	―	月額	44,000	2	H19.4.1	帯広市
―	―	―	月額	38,000	5	H9.4.1	北見市
―	―	―	月額	33,000	7	H5.12.1	苫小牧市
―	―	―	月額	39,300	4	H16.4.1	江別市

⑹　固定資産評価審査委員会　（単位：円）

No.	団体名	委員長			委員			適用年月日
		区分	報酬額	順位	区分	報酬額	順位	
1	旭川市	日額	9,300	5	日額	7,700	5	H7.1.1
2	札幌市	日額	12,500	1	日額	12,500	1	H4.12.1
3	函館市	日額	5,000	9	日額	5,000	9	H19.4.1
4	小樽市	日額	6,600	6	日額	5,900	8	H10.1.1
5	室蘭市	日額	6,000	8	日額	6,000	7	H17.4.1
6	釧路市	日額	6,600	6	日額	6,200	6	H17.10.11
7	帯広市	日額	11,000	2	日額	11,000	2	H19.4.1
8	北見市	日額	10,000	3	日額	8,000	4	H9.4.1
9	苫小牧市	日額	9,600	4	日額	8,100	3	H5.12.1
10	江別市	年額	50,400	―	年額	37,300	―	H16.4.1

※　順位は，本市と同様の区分に属する市についてのみ付している。

３２　平成２６年度旭川市特別職報酬等審議会答申書

写

平成２６年８月１９日

旭川市長　西　川　将　人　様

旭川市特別職報酬等審議会
会　長　阿　部　　修

旭川市議会議員の議員報酬並びに市長，副市長及び常勤監査委員の給料の額等について（答申）

平成２６年３月３１日付けで諮問のあった旭川市議会議員の議員報酬並びに市長，副市長及び常勤監査委員の給料の額等について，次のとおり意見及び参考意見を答申する。

第１　答申

１　旭川市議会議員の議員報酬並びに市長，副市長及び常勤監査委員の給料の額について

次の額のとおり据置きとすべきである。

議　長	月額	６２５，０００円
副議長	月額	５５５，０００円
議　員	月額	５１５，０００円
市　長	月額	１，０５０，０００円
副市長	月額	８６５，０００円
常勤の監査委員	月額	７１０，０００円

２　行政委員会委員の報酬の額及び支給方法について（参考意見）

次の額及び支給方法のとおり据置きとすべきである。

教育委員会	委員長	月額	１４５，０００円
	委　員	月額	１１０，０００円
選挙管理委員会	委員長	月額	７１，０００円
	委　員	月額	４５，０００円
公平委員会	委員長	日額	１５，０００円
	委　員	日額	１２，０００円
監査委員	議会選出	月額	５７，０００円
	識見選出	月額	１６５，０００円
農業委員会	会　長	月額	６６，０００円
	副会長	月額	５５，０００円
	部会長	月額	４６，０００円
	副部会長	月額	３９，０００円
	委　員	月額	３４，０００円
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	９，３００円
	委　員	日額	７，７００円

第２　説明

１　旭川市議会議員の議員報酬並びに市長，副市長及び常勤監査委員の給料の額について

⑴　審議の経過

本審議会は，平成１２年度，平成１９年度及び平成２２年度に設置された審議会にお

いて，それぞれ据置きとの答申がなされ，平成７年１月以来１９年余りにわたり据置きとされている市議会議員の議員報酬並びに市長，副市長及び常勤監査委員の給料の額の在り方について市長からの諮問を受け，６回の会議を開催し，審議を行った。

審議に当たっては，次の事項を参照し，現在の社会経済情勢や本市を取り巻く環境を踏まえ，さらには，議員活動や行政運営に対する市民の関心の高さを十分認識し，本審議会における審議が，市民感覚とかけ離れたものとならないよう努めながら，総合的な検討を行ったところである。

・市議会議員並びに市長，副市長及び常勤監査委員の職務
・中核市及び道内主要市の市議会議員の議員報酬並びに市長，副市長及び常勤監査委員の給料の額
・中核市及び道内主要市の市議会議員の議員報酬並びに市長，副市長及び常勤監査委員の給料に係るこれまでの改定の経緯
・一般職の職員の給与の改定状況
・市長，副市長及び常勤監査委員の給料に係る減額措置の状況
・議会関係費の状況
・本市の財政状況
・地域経済等の状況

⑵　現状認識

検討に当たっては，本市を取り巻く現状として，次のような状況にあることを認識した上で，様々な角度から検討を行った。

ア　現在の社会経済情勢について

道内経済は，消費税率の引上げに伴う駆け込み需要及びその反動がみられるものの緩やかな回復状況にあり，雇用情勢についても，有効求人倍率が，５４か月連続で前年同月を上回るなど，改善基調が続いている。

その一方で，アベノミクス効果が，地域の中小企業全般に波及しておらず，また，景気の改善について，首都圏と地方との間の格差の拡大を懸念する声がある。

イ　本市の財政状況について

これまでの財政健全化プラン等により，収入の確保と支出の抑制の両面から財源確保の取組を進めており，基金の積立残高が増加し，市債残高も年々減少するなど，一定程度好転しているが，社会保障関係経費等の義務的経費や施設の更新整備費用が増加傾向にあること，更に税収の落ち込みにより自主財源の伸び悩みが続いていることなどから，依然として厳しい状況にある。

ウ　職員の給与の状況について

一般職の職員については，平成２５年度末をもって給料の減額措置を終了したが，常勤特別職においては，平成２６年度においても給料の減額措置を継続している。

エ　議会及び議員活動について

議会においては，市議会だよりの発行や市民と議会の意見交換会の開催などにより，広聴広報機能の充実に尽力されているが，現状において，議会や議員の活動内容について，いまだ広く市民に理解されている状況にあるとは言い難い。

⑶　検討結果

上記の検討を受けて，次のような意見が大勢を占めたことを踏まえ，職務に精励し，職責を全うされることを期待し，報酬等を増額すべきとの複数意見があったが，本市の厳しい財政状況や地域経済の現状を鑑み，市議会議員の議員報酬並びに市長，副市長及び常勤監査委員の給料については，その額を据え置くべきとの結論に至ったものである。

ア　市長等の常勤特別職の給料月額について

現行の額が中核市等と比較して総じて下位に位置しているが，市政運営の重責を担う職に，市民の期待に応え得る有能な人材に就いてもらうためには，その職責にふさわしい額の給料を支払うべきである。

イ　市議会議員の定数削減と議員報酬について

議会の自助努力により，議員定数を２人削減するという重い決断をしたことについ

て評価すべきであり，その上で，議員報酬を据え置くべきと判断したことについては，尊重すべきである。

また，市民ニーズの多様化，複雑化に伴い，議員活動の高度化，専門化が進んでおり，他に職をもって議員活動を行うことが難しくなってきている中で，市議会議員の多くが議員報酬を生活費に充てている現状にあり，旭川の未来を担う有為な人材に議員として活躍してもらうためには，議員活動に専念することができるよう相応の額の議員報酬を支払う必要がある。

２　行政委員会委員の報酬の額及び支給方法について（参考意見）

⑴　審議の経過

行政委員会委員の報酬については，住民訴訟の提起など全国的な社会的な関心の高まりを受けて，前回（平成２２年度）設置の審議会において，その支給方法及び額に係る審議を行い，公平委員会については，支給方法を月額から日額に見直し，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員及び農業委員会については，社会経済情勢，本市の財政状況等を踏まえ，減額すべきとの参考意見の答申がなされ，平成２３年８月に当該答申を受けた改定が行われた。

また，平成２３年１２月には，行政委員会委員に対する月額報酬の支出の是非に係る住民訴訟の最高裁判所判決があり，「行政委員会委員の職務の性質，内容，職責，人材確保の観点，勤務の態様，負担等を考慮すると，月額報酬制を採りその月額を定める条例の規定は，その内容が法の趣旨に照らして特に不合理であると認められず，議会の裁量権の範囲を超え又はこれを濫用するものとはいえない。」との司法判断が示されたところである。

こうした状況を踏まえた上で，現行の報酬の額及び支給方法が，市民感覚の観点から適正なものとなっているかについて審議を行った。

なお，審議に当たっては，各行政委員会の活動状況のほか，報酬の支給根拠やその趣旨，中核市及び道内主要市における報酬の額及び報酬の見直しの状況並びに行政委員会委員の報酬を巡る訴訟の動向を参照し，現状把握に努めたところである。

⑵　現状認識

前回設置の審議会の答申を受けた行政委員会委員の報酬見直しの考え方については，おおむね最高裁判所判決とも合致したものであるといえる。また，現行の報酬の額及び支給方法については，中核市との比較において著しく異なるものではない。

さらに，前回設置の審議会の答申から今回設置の審議会の諮問までの間において，行政委員会委員の活動状況には大きな変化がないこと，一般職及び常勤特別職の給与制度に大幅な改定がなかったこと，中核市及び道内主要市において行政委員会委員の報酬の見直しを実施した団体は少数であること等からも行政委員会委員の報酬を取り巻く状況に大きな変化はないということができる。

⑶　検討結果

上記の検討の結果，農業委員会委員の報酬については，活動状況に比して報酬が低額であり，委員の負担も大きいことから引き上げるべきとの意見も一部にあったところであるが，一方で，前回の改定の経過や他の行政委員会委員の報酬との均衡等を勘案すると，現行の報酬の額及び支給方法については，おおむね適正であると判断したものであり，最終的には据え置くべきとの結論に至ったものである。

第３　附帯意見

１　議会及び議員の活動について

議員報酬の額については，市民の平均的な収入と比較して高すぎるという少数意見もあったが，議員報酬は，地方自治を支えるために必要な経費であり，その額の妥当性については，議会及び議員が市民福祉の向上のためにどの程度活動をしているかという視点により判断すべきものと考えるところであり，議会においては，その活動内容について，一層の周知に努められるとともに，より多くの市民に関心をもっていただくよう努力される

ことを期待する。

２　次期審議会の設置時期について

次期審議会の設置時期については，市長等の常勤特別職や市議会議員の任期が，１期４年であることに鑑み，４年後を目途として諮問すべきと考えるが，社会経済情勢の急激な変化等により，市長が審議会を設置すべきと判断された場合には，時機を逸することなく諮問すべきである。

３　市民への積極的な情報提供について

本審議会の所掌事項である特別職の報酬等については，市民の関心が高い重要なテーマであるが，現状においては市民に対する情報提供が不十分であり，現行の報酬額が適正であるかどうかについて，市民が判断することは困難な状況にあることから，市民に分かりやすい情報提供を行う必要があると考えるところである。

今後においては，より積極的な情報提供を行うよう要望するとともに，公開に当たっては，市ホームページへの掲載のほか，市民広報への掲載など情報弱者に配慮した公開を行うよう強く求めるものである。

４　行政委員会委員の報酬について

今回の審議会においては，行政委員会委員の報酬の額及び支給方法について，据え置くべきとの結論に至ったところであるが，今後においても，その額及び支給方法が，市民感覚の観点から適正なものとなるよう各行政委員会の活動状況や中核市，道内主要都市の報酬改定の動向等の把握に努めるとともに，社会経済情勢や本市の財政状況，市民意見等を総合的に勘案し，次期の審議会において，更に検討を行うべきである。